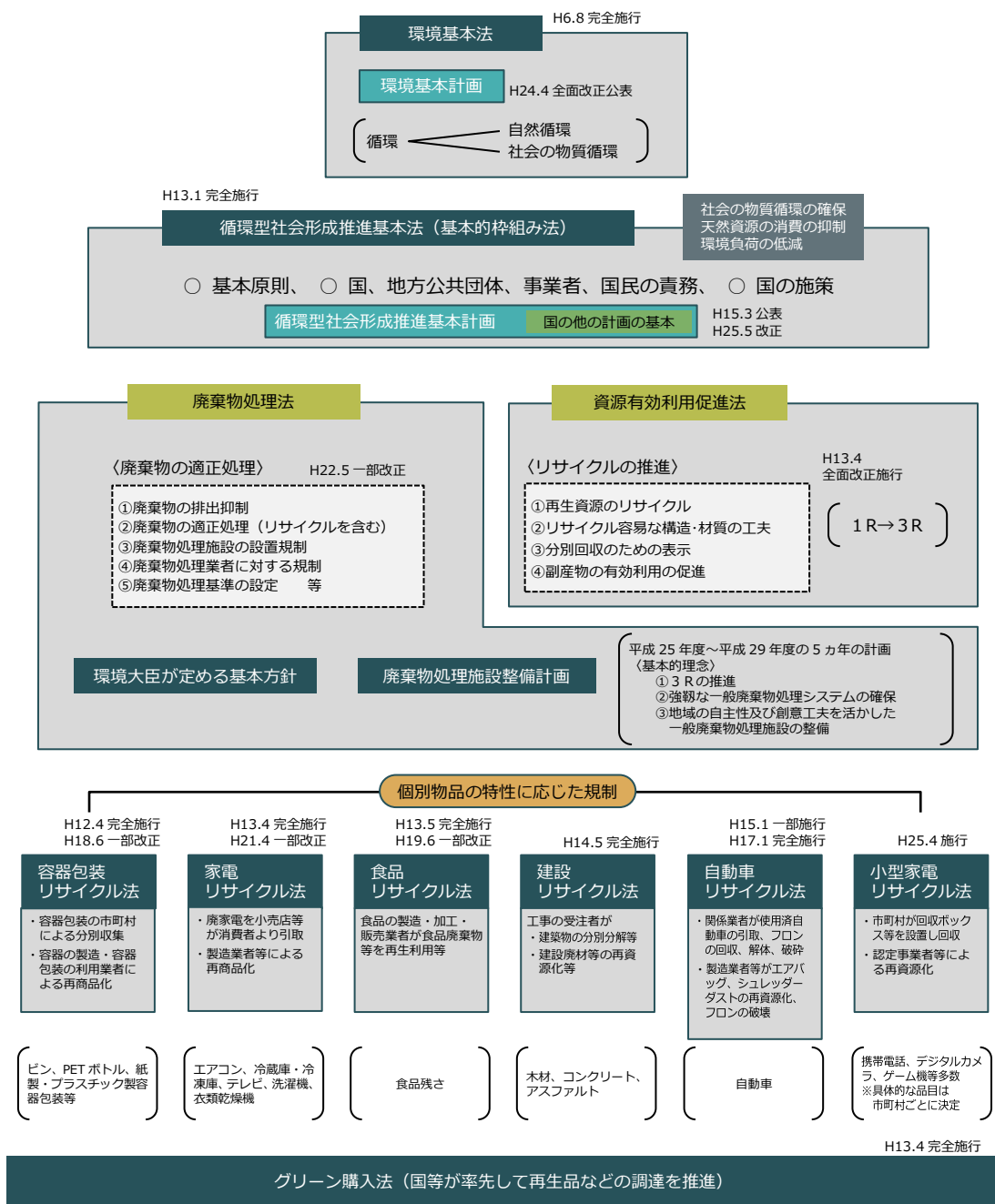


2. 関係法令

(1) 循環型社会の形成の推進に係る法令

循環型社会の形成を推進するため、以下に示す法令に基づき、各種施策が実施されています。



※「環境白書/循環型社会白書/生物多様性白書（平成23年度版）」（環境省）を基に一部変更を行っている。
資料：「環境白書/循環型社会白書/生物多様性白書（平成23年版）」環境省

図2.1 循環型社会の形成の推進に係る法令

①環境基本法

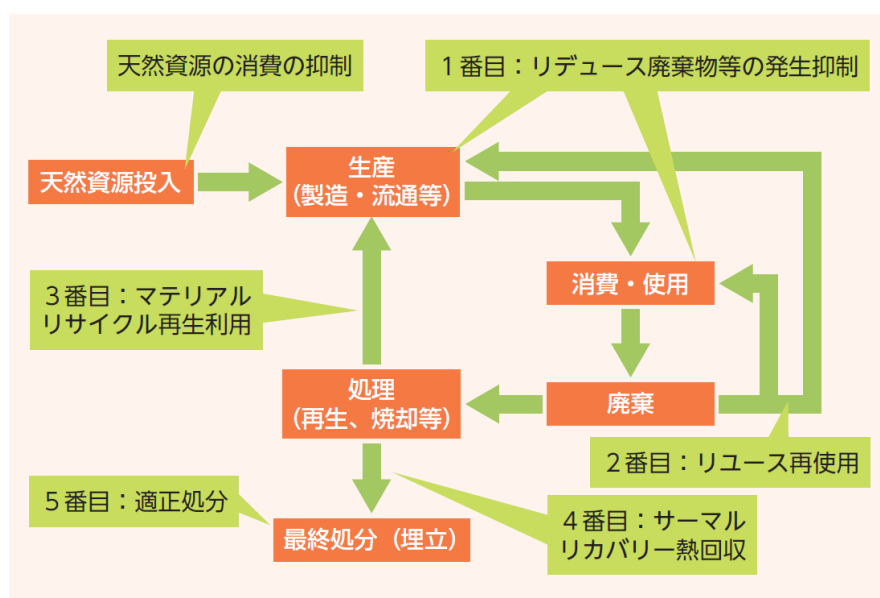
「環境基本法」は、幅広い環境政策の総合的な枠組みを定めるものとして平成5年に成立しており、従来の「公害対策基本法」に「自然環境保全法」の理念部分等を加えたものとなっています。

この法律では、環境の保全について基本理念を定め、環境保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境保全に関する施策を推進するものとしています。

②循環型社会形成推進基本法

「循環型社会形成推進基本法」は、大量生産、大量消費、大量廃棄型社会のあり方や、国民のライフスタイルを見直し、社会における物質循環を確保することにより、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷の低減が図られた「循環型社会」を形成するため、平成 12 年 6 月に公布され、平成 13 年 1 月に施行されています。

この法律では、対象物を有価・無価を問わず「廃棄物等」として一体的にとらえ、製品等が廃棄物等となることの抑制を図るべきこと、発生した廃棄物等についてはその有用性に着目して「循環資源」としてとらえ直し、その適正な循環的利用（再使用、再生利用、熱回収）を図るべきこと、循環的な利用が行われないものは適正に処分することを規定し、これにより「天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会」である「循環型社会」を実現することとしています。



資料：「環境白書／循環型社会白書／生物多様性白書（平成26年版）」環境省

図 2.2 循環型社会の姿

表 2.1 循環型社会形成推進基本法の概要

循環型社会形成推進基本法の概要

1. 形成すべき「循環型社会」の姿を明確に提示
「循環型社会」とは、①廃棄物等の発生抑制、②循環資源の循環的な利用、③適正な処分 が確保されることによって、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会。
2. 法の対象となる廃棄物等のうち有用なものを「循環資源」と定義
法の対象となるものを有価・無価を問わず「廃棄物等」とし、廃棄物等のうち有用なものを「循環資源」と位置づけ、その循環的な利用を促進。
3. 処理の「優先順位」を初めて法定化
①発生抑制、②再使用、③再生利用、④熱回収、⑤適正処分 の優先順位。
4. 国、地方公共団体、事業者及び国民の役割分担を明確化
循環型社会の形成に向け、国、地方公共団体、事業者及び国民が全体で取り組んでいくため、これらの主体の責務を明確にする。
(1) 事業者・国民の「排出者責任」を明確化。
(2) 生産者が、自ら生産する製品等について使用され廃棄物となった後まで一定の責任を負う「拡大生産者責任」の一般原則を確立。
5. 政府が「循環型社会形成推進基本計画」を策定
循環型社会の形成を総合的・計画的に進めるため、政府は「循環型社会形成推進基本計画」を次のような仕組みで策定。
(1) 原案は、中央環境審議会が意見を述べる指針に即して、環境大臣が策定。
(2) 計画の策定に当たっては、中央環境審議会の意見を聴取。
(3) 計画は、政府一丸となった取組みを確保するため、関係大臣と協議し、閣議決定により策定。
(4) 計画の閣議決定があったときは、これを国会に報告。
(5) 計画の策定期限、5年ごとの見直しを明記。
(6) 国の他の計画は、循環型社会形成推進基本計画を基本とする。
6. 循環型社会の形成のための国の施策を明示
 - 廃棄物等の発生抑制のための措置
 - 「排出者責任」の徹底のための規制等の措置
 - 「拡大生産者責任」を踏まえた措置(製品等の引取り・循環的な利用の実施、製品等に関する事前評価)
 - 環境の保全上の支障が生じる場合、原因事業者にその原状回復等の費用を負担させる措置等

資料：環境省ホームページ (<http://www.env.go.jp/>)

③廃棄物処理法

(ア) 廃棄物処理法の概要

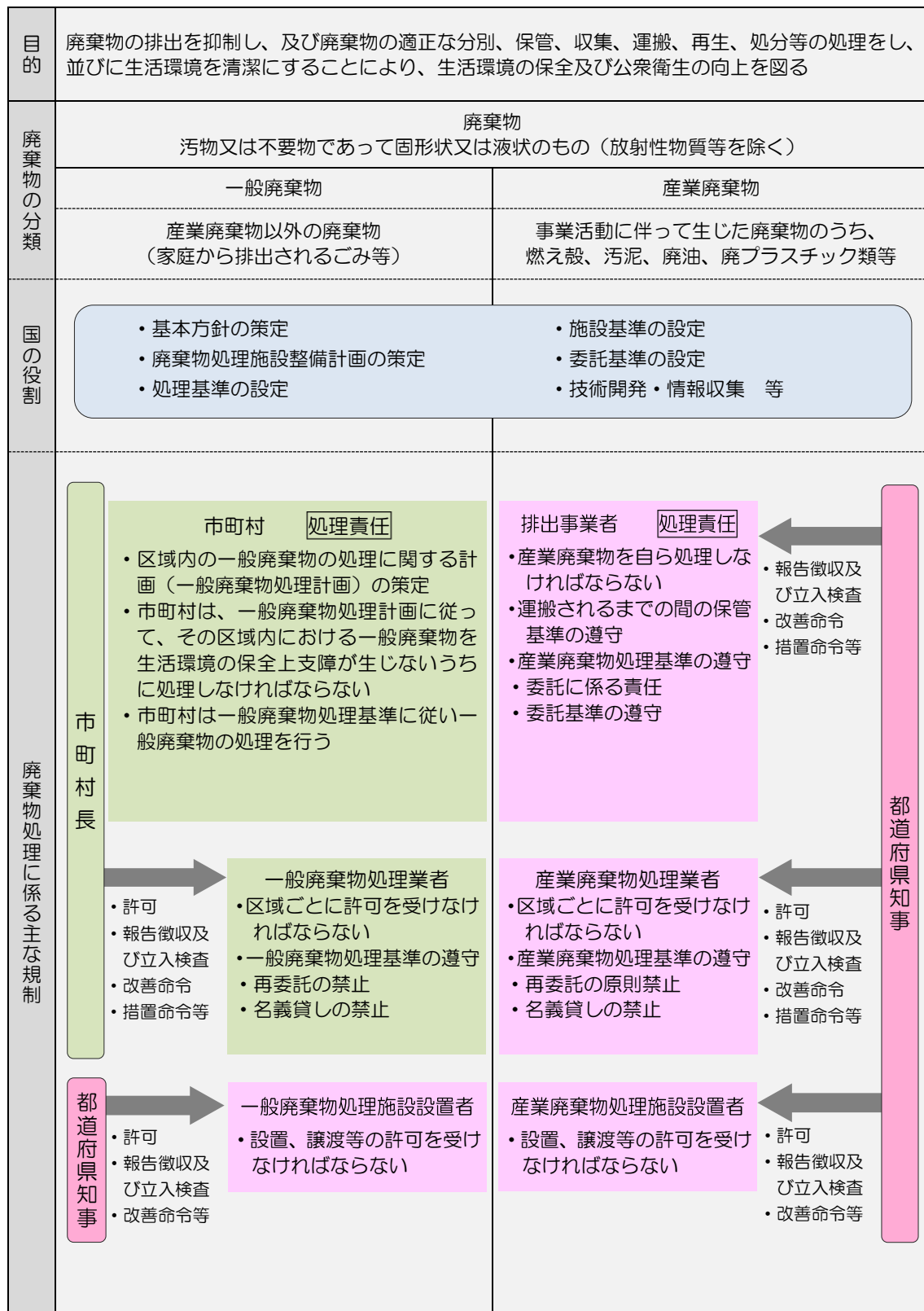
正式な名称は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」といい、昭和 45 年の第 64 回臨時国会（いわゆる「公害国会」）において、他の公害関係立法とともに成立しています。

法の目的は、法の成立時は廃棄物の適正処理や公衆衛生の向上が主なものでしたが、現在では廃棄物の排出抑制や分別、再利用等を推進することの重要性を鑑み、これらの概念についても目的として追加されています。

表 2.2 廃棄物処理法の概要

目 的	①廃棄物の排出抑制、②廃棄物の適正な処理（運搬、処分、再生等）、③生活環境の清潔保持により、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図ること	
定 義	廃棄物 ○汚物又は不要物であって固形状又は液状のもの（放射性物質等を除く）	
	一般廃棄物	産業廃棄物
	○産業廃棄物以外の廃棄物	○事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃プラスチック類等の廃棄物
	特別管理一般廃棄物 ○爆発性、毒性、感染性等人の健康又は生活環境に被害を生ずるおそれのある一般廃棄物	特別管理産業廃棄物 ○爆発性、毒性、感染性等人の健康又は生活環境に被害を生ずるおそれのある産業廃棄物
処 理 責 任 等	○市町村が自ら作成した一般廃棄物処理計画に従って、生活環境の保全上の支障が生じないうちに行う。	○事業者が、その責任において、自ら又は許可業者への委託により行う
処 理 業 （収集運搬業 又は処分業）	○市町村長の許可制 ○施設及び申請者の能力が基準に適合し、申請内容が一般廃棄物処理計画に適合する場合に許可	○都道府県知事の許可制 ○施設及び申請者の能力が基準に適合する場合等に許可
指 導 監 督	○市町村長による報告徴収、立入検査、改善命令、措置命令等	○都道府県知事による報告徴収、立入検査、改善命令、措置命令等
処 理 施 設	○都道府県知事の許可制（ただし市町村が設置する場合は届出） ○設置計画が構造基準に適合し、設置計画及び維持管理計画が周辺地域の生活環境の保全に適正に配慮されたものである場合は許可	○都道府県知事の許可制 ○設置計画が構造基準に適合し、設置計画及び維持管理計画が周辺地域の生活環境の保全に適正に配慮されたものである場合は許可
指 導 監 督	○都道府県知事による報告徴収、立入検査、改善命令等 ○都道府県知事による定期検査	○都道府県知事による報告徴収、立入検査、改善命令等 ○都道府県知事による定期検査
輸 出 入 規 制	○国内処理原則により、輸出には環境大臣の確認が必要	○国内処理原則により、輸出には環境大臣の確認が必要 ○適正処理確保の観点から、輸入には環境大臣の許可が必要
再生利用に係る特例	○生活環境保全上支障のない一定の再生利用について環境大臣の認定を受けた場合には、処理業及び処理施設の設置の許可は不要	○生活環境保全上支障のない一定の再生利用について環境大臣の認定を受けた場合には、処理業及び処理施設の設置の許可は不要
広域的処理に係る特例	○一定の広域的な処理について環境大臣の認定を受けた場合は、廃棄物処理業の許可は不要	○一定の広域的な処理について環境大臣の認定を受けた場合は、廃棄物処理業の許可は不要
投 棄 禁 止	○何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない	
焼 却 禁 止	○何人も、処理基準に従って行う場合等を除き、廃棄物を焼却してはならない	
罰 則	○不法投棄・不法焼却の場合、5年以下の懲役若しくは 1,000 万円以下の罰金又はその併科（法人によるものは、3 億円以下の罰金）	

資料：「循環型社会白書（平成 18 年版）」環境省



資料：「循環型社会白書（平成18年版）」環境省

図 2.3 廃棄物処理法のしくみ

(イ) 関係者の責務と役割

廃棄物処理法では、廃棄物の処理に係る関係者（国民、事業者、地方公共団体及び国）の責務を定めています。

以下に廃棄物処理法に定められた各関係者の責務を示します。

表2.3 廃棄物処理に係る関係者の責務

国	民	… 廃棄物の排出の抑制や再生利用を図ること等により、廃棄物の減量その他の適正な処理に関し、国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない。
事	業	者 … 事業者の製造する製品、容器等が廃棄物となった場合においてその適正処理が困難とならないようにするための具体的措置として、処理の困難性を自ら評価し適正な処理が困難とならないような製品、容器等の開発を行うこと、適正な処理の確保等に関し、国及び地方公共団体の施策に協力しなければならないこと等。
市	町	村 … ①一般廃棄物の減量に関し、住民の自主的な活動の促進を図り、その適正な処理に必要な措置を講ずるよう務めること等。 ②廃棄物の排出の抑制に関し、積極的に啓発活動に務めなければならない。
都	道	府 県 … ①市町村に対し、一般廃棄物の処理等に係る市町村の責務が十分に果たされるよう必要な技術的援助を与えることに務めるとともに、都道府県の区域内における産業廃棄物の適正な処理が行われるよう必要な措置を講ずることに務めなければならないこと等。 ②廃棄物の排出の抑制に関し、積極的に啓発活動に務めなければならない。
国		… ①廃棄物に関する情報の収集、整理及び活用並びに廃棄物の処理に関する技術開発の促進を図るとともに、市町村及び都道府県に対し、その責務が十分に果たされるように必要な技術的及び財政的援助を与えることに務めなければならないこと等。 ②廃棄物の排出の抑制等に関し、積極的に啓発活動に務めなければならない。

また、廃棄物処理における市町村の役割として主に以下の事項があります。

- 一般廃棄物処理事業の実施（第4条第1項）
- 国民及び事業者への廃棄物の減量等に関する意識啓発（第4条第4項）
- 一般廃棄物処理計画の策定（第6条第1項）
- 一般廃棄物処理計画に基づく一般廃棄物処理事業の実施（第6条の2第1項）
- 多量排出事業者に対する減量計画作成等の指示（第6条の2第5項）
- 一般廃棄物の収集・運搬業、処分業の許可（第7条第1、6項）

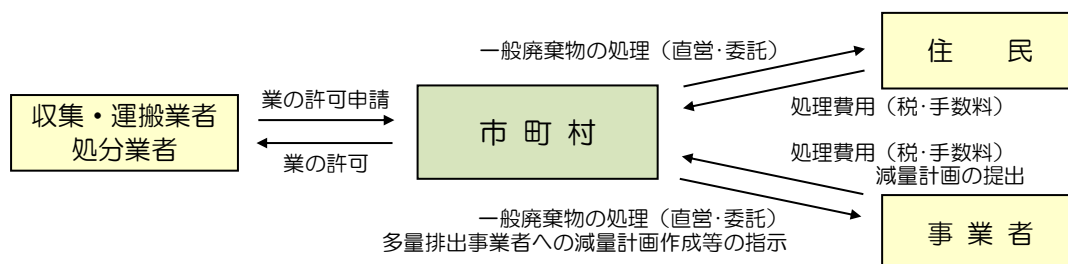


図2.4 一般廃棄物の処理における市町村の主な役割

(ウ) 廃棄物の区分

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」という。）では、廃棄物とは自ら利用したり他人に有償で譲り渡したりすることができないために不要になったものであって、ごみ、粗大ごみ、燃えがら、汚泥、糞尿等の汚物または不要物で、固形状又は液状のものをいいます。ただし、放射性物質及びこれに汚染されたものは別の法律の対象となっています。

廃棄物は、大きく一般廃棄物と産業廃棄物の 2 つに区分されています。

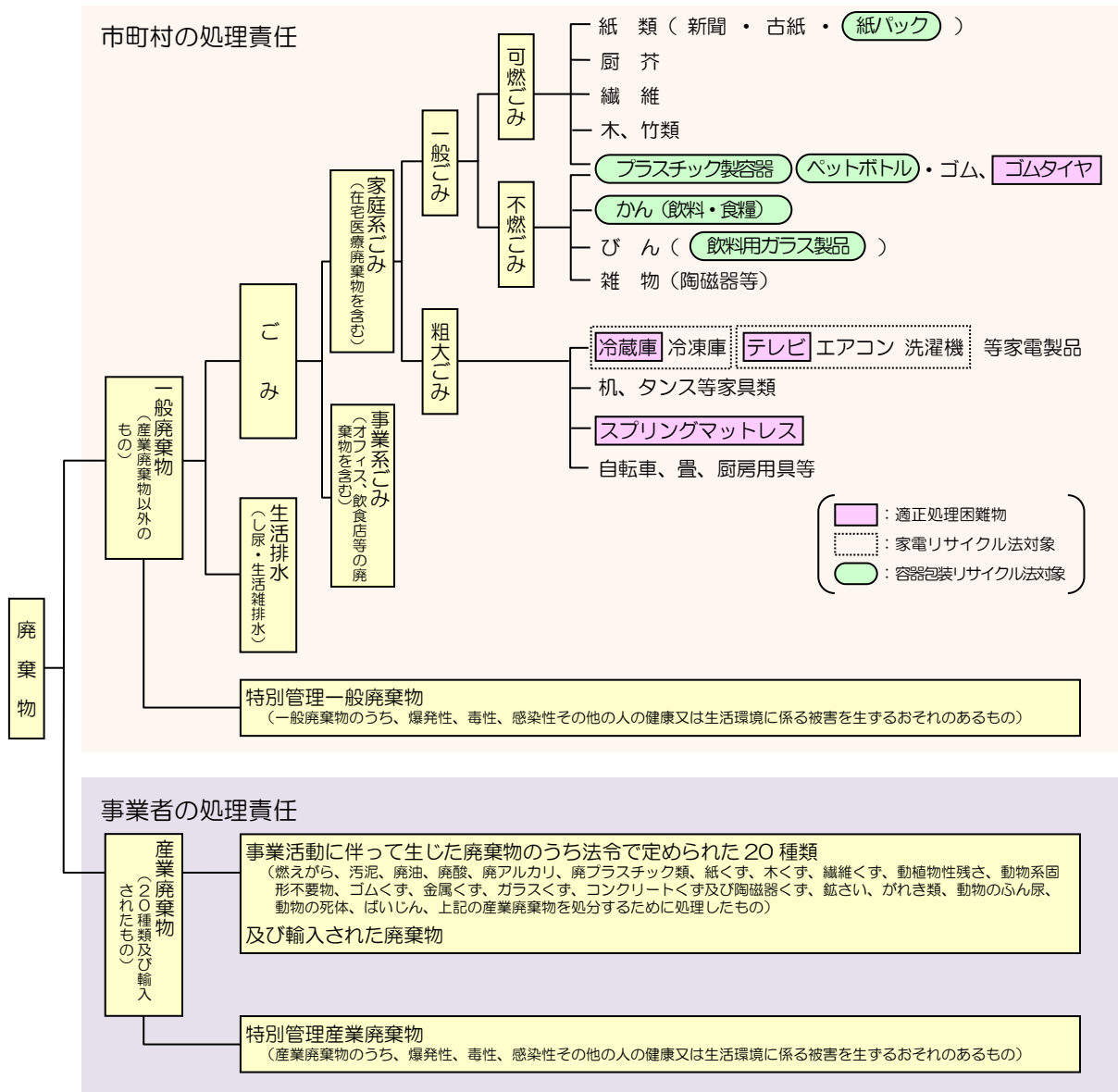


図2.5 廃棄物の区分

(工) 一般廃棄物の種類

一般廃棄物は、産業廃棄物以外の廃棄物のことです。

主に家庭から発生する生活系ごみ、オフィスや飲食店から発生する産業廃棄物以外の事業系ごみを含みます。さらにごみは一般ごみ（可燃ごみ、不燃ごみ等）と粗大ごみに分けられ、品目によって容器包装リサイクル法や家電リサイクル法等の適用を受けます。また、この他、し尿（生活排水）も一般廃棄物です。

(オ) 産業廃棄物の種類

産業廃棄物は、事業活動に伴って生じる廃棄物のうち、その性状及び量的な観点から、市町村において適正な処理が困難であると考えられる廃棄物であり、法で定められた6種類と政令で定められた14種類の合計20種類の廃棄物のことです。

表2.4 産業廃棄物の種類

	種 類	内 容
法 律	1. 燃え殻	石炭がら、焼却炉の残灰、炉清掃排出物、産業廃棄物の焼却残さ
	2. 汚泥	工場排水等の処理後に残る泥状のもの、各種製造業の製造工程で出る泥状のもの、活性汚泥法による余剰汚泥、パルプ廃液汚泥、動植物性原料使用工場の排水処理汚泥、ビルピット汚泥、カーバイトかす、ベントナイト汚泥、炭酸カルシウムかす等
	3. 廃油	鉱物性油、動植物性油、潤滑油、絶縁油、洗浄用油、切削油、溶剤、タールピッチ、タンクスラッジ等
	4. 廃酸	廃硫酸、廃塩酸、各種の有機塩酸類等、すべての酸性廃液
	5. 廃アルカリ	廃ソーダ液、金属せっけん液等、すべてのアルカリ性廃液
	6. 廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくず等、固形状液状のすべての合成高分子系化合物
政 令	7. 紙くず	建設業（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。）、パルプ、紙又は紙加工品の製造業、新聞業、出版業、製本業及び印刷物加工業に係るもの並びにポリ塩化ビフェニルが塗布され、又は染み込んだものに限る
	8. 木くず	建設業（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。）、木材、木製品の製造業、パルプ製造業、輸入木材の卸売業及び物品賃貸業に係るもの、パレット、ポリ塩化ビフェニルが染み込んだものに限る
	9. 繊維くず	建設業（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。）、繊維工業（衣服その他の繊維製品製造業を除く。）に係るもの及びポリ塩化ビフェニルが染み込んだものに限る
	10. 動物又は植物に係る固形状の不要物	食料品製造業、医薬品製造業又は香料製造業において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物
	11. 獣畜及び食鳥に係る固形状の不要物	と畜場で解体等をした獣畜や、食鳥処理場で食鳥処理した食鳥に係る固形状の不要物
	12. ゴムくず	天然ゴムくず
	13. 金属くず	鉄鋼、非鉄金属の研磨くず、切削くず等
	14. ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず	ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず等
	15. 鉱さい	高炉・平炉・電気炉等の溶解炉のかす、キューボラのノロ、ボタ、不良石炭、紛灰かす等
	16. がれき類	工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物
	17. 動物のふん尿	畜産業から排出される牛、馬、豚、めん羊、山羊、にわとり等のふん尿
	18. 動物の死体	畜産業から排出される牛、馬、豚、めん羊、山羊、にわとり等の死体
	19. ばいじん	大気汚染防止法に規定するばい煙発生施設、ダイオキシン類対策特別措置法に規定する特定施設または、上記1～18の焼却施設において発生するばいじんであって、集じん施設によって集められたもの
	20. その他	上記1～19に掲げる産業廃棄物または輸入された廃棄物を処分するために処理したものであって、これらの産業廃棄物に該当しないもの

資料：「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条、施行令第2条」

(力) 特別管理廃棄物の種類

特別管理廃棄物は、平成3年7月に施行された改正廃棄物処理法によって定められたものであり、爆発性、毒性、感染性等の性状を有し、その処理等に伴い人体や環境に悪影響を与える恐れがある一般廃棄物及び産業廃棄物とされています。それぞれ、「特別管理一般廃棄物」、「特別管理産業廃棄物」と区分されています。

表 2.5 特別管理廃棄物の種類

区分	主な分類	概 要
特別管理一般廃棄物	PCB 使用部品	廃エアコン・廃テレビ・廃電子レンジに含まれる PCB を使用する部品
	ばいじん	ごみ処理施設のうち、焼却施設において発生したもの
	ばいじん、燃え殻、汚泥	ダイオキシン特措法の特定施設である一般廃棄物焼却炉から生じたものでダイオキシン類を含むもの
	感染性一般廃棄物	医療機関等から排出される一般廃棄物で、感染性病原体が含まれ若しくは付着しているおそれのあるもの
特別管理産業廃棄物	廃油	揮発油類、灯油類、軽油類（難燃性のタールピッチ類を除く）
	廃酸	著しい腐食性を有する pH2.0 以下の廃酸
	廃アルカリ	著しい腐食性を有する pH12.5 以上の廃アルカリ
	感染性産業廃棄物	医療機関等から排出される産業廃棄物で、感染性病原体が含まれ若しくは付着しているおそれのあるもの
	廃 PCB 等	廃 PCB 及び PCB を含む廃油
	PCB 汚染物	PCB が染みこんだ汚泥、PCB が塗布され若しくは染みこんだ紙くず、PCB が染みこんだ木くず若しくは繊維くず、PCB が付着・封入されたプラスチック類若しくは金属くず、PCB が付着した陶磁器くず若しくはがれき類
	PCB 処理物	廃 PCB 等又は PCB 汚染物を処分するために処理したもので PCB を含むもの
	指定下水汚泥	下水道法施行令第 13 条の 4 の規定により指定された汚泥
	鉍さい	重金属等を一定濃度以上含むもの
	廃石綿等	石綿建材除去事業に係るもの又は大気汚染防止法の特定粉じん発生施設が設置されている事業場から生じたもので飛散するおそれのあるもの
	燃え殻	重金属等、ダイオキシン類を一定濃度以上含むもの
	ばいじん	重金属等、1,4-ジオキサン、ダイオキシン類を一定濃度以上含むもの
	廃油	有機塩素化合物等を含むもの
	汚泥、廃酸、廃アルカリ	重金属等、PCB、有機塩素化合物、農薬等、ダイオキシン類を一定濃度以上含むもの

資料：「環境白書/循環型社会白書/生物多様性白書（平成27年版）」環境省

a PCB（ポリ塩化ビフェニル）

PCB は工業製品としてさまざまな用途に用いられてきましたが、毒性がある物質であることが明らかになり、昭和 49 年に化学物質審査規制法に基づき製造及び輸入が原則禁止されました。その後、平成 13 年に PCB 廃棄物処理特別措置法が制定され、15 年後の平成 28 年までに処理を終えることとされていましたが、平成 24 年の法改正により平成 39 年まで処理を終えるよう期限の見直しが行われています。また、平成 26 年の PCB 廃棄物処理基本計画の変更により、高濃度 PCB 廃棄物については、事業エリア別に早期処理完了期限が定められています。

表 2.6 PCB 廃棄物の保管状況 (平成 25 年 3 月 31 日現在)

廃棄物の種類	保管事業所数	保管量
高圧トランス	7,247	2 万 9,538 台
高圧コンデンサ	3 万 1,798	18 万 3,458 台
低圧トランス	777	3 万 5,164 台
低圧コンデンサ	3,886	167 万 4,776 台
柱上トランス	302	146 万 9,970 台
安定器	1 万 5,569	581 万 262 個
PCB	338	457 トン
PCB を含む油	3,839	6 万 455 トン
感圧複写紙	357	682 トン
ウエス	2,834	748 トン
汚泥	439	1 万 9,855 トン
その他の機器等	1 万 8,208	56 万 4,206 台

備考：ドラム缶等各種容器にまとめて保管している場合など、トランス等（高圧トランス、高圧コンデンサ、低圧トランス、低圧コンデンサ、柱上トランス、安定器、その他の機器等）が台数又は個数で計上できないもの、PCB 等（PCB、PCB を含む油、感圧複写紙、ウエス、汚泥）が重量や体積で計上できないものについては、事業所数のみ計上した。なお、PCB 等のうち、体積で計上された分については、1 ℓ＝1kg として重量に換算して集計した。

資料：「環境白書/循環型社会白書/生物多様性白書（平成27年版）」環境省

表 2.7 PCB 廃棄物を保管する事業所における PCB 使用製品の
使用状況 (平成 25 年 3 月 31 日現在)

製品の種類	使用事業所数	使用量
高圧トランス	2,083	7,827 台
高圧コンデンサ	3,613	1 万 788 台
低圧トランス	174	1,138 台
低圧コンデンサ	161	2 万 1,533 台
柱上トランス	41	40 万 9,710 台
安定器	1,043	16 万 4,486 個
PCB	22	416 kg
PCB を含む油	33	3 万 1,596 kg
その他の機器等	5,650	3 万 5,633 台

備考：PCB等（PCB、PCBを含む油）のうち、体積で計上された分については、1 ℓ＝1kg として重量に換算して集計した。

資料：「環境白書/循環型社会白書/生物多様性白書（平成27年版）」環境省

b ダイオキシン類

ダイオキシン類は、物の燃焼の過程等で自然に生成する物質（副生成物）であり、ダイオキシン類の約 200 種のうち、29 種類に毒性があるとみなされています。

ダイオキシン類の現在の発生源は製鋼用電気炉、たばこの煙、自動車排出ガス等のさまざまな発生源がありますが、主な発生源はごみ焼却による燃焼であるといわれています。

昭和 58 年 11 月に都市ごみ焼却炉の灰からダイオキシン類を検出したと新聞紙上で報じられたことが契機となって、ダイオキシン問題に大きな関心が向けられるようになりました。

表 2.8 ダイオキシン類の事業分野別の推計排出量及び削減目標量

事業分野	当面の間における削減目標量 (g-TEQ/年)	推計排出量 (g-TEQ/年)		
		平成 9 年における量	平成 15 年における量	平成 25 年における量
1 廃棄物処理分野	106	7,205~7,658	219~244	73
(1) 一般廃棄物焼却施設	33	5,000	71	30
(2) 産業廃棄物焼却施設	35	1,505	75	19
(3) 小型廃棄物焼却炉等（法規制対象）	22	700~1,153	73~98	14
(4) 小型廃棄物焼却炉（法規制対象外）	16			9.0
2 産業分野	70	470	149	54
(1) 製鋼用電気炉	31.1	229	80.3	23.3
(2) 鉄鋼業焼結施設	15.2	135	35.7	12.0
(3) 亜鉛回収施設（焙焼炉、焼結炉、溶鋳炉、溶解炉及び乾燥炉）	3.2	47.4	5.5	3.2
(4) アルミニウム合金製造施設（焙焼炉、溶解炉及び乾燥炉）	10.9	31.0	17.4	8.4
(5) その他の施設	9.8	27.3	10.3	6.8
3 その他	0.2	1.2	0.6	0.2
合 計	176	7,676~8,129	368~393	127

注 1：平成 9 年及び 15 年の排出量は毒性等価係数として WHO-TEF（1998）を、平成 24 年の排出量及び削減目標量は可能な範囲で WHO-TEF（2006）を用いた値で表示した。

2：削減目標量は、排出ガス及び排水中のダイオキシン類削減措置を講じた後の排出量の値。

3：前回計画までは、小型廃棄物焼却炉等については、特別法規制対象及び対象外を一括して目標を設定していたが、今回から両者を区分して目標を設定することとした。

4：「3 その他」は下水道終末処理施設及び最終処分場である。前回までの削減計画には火葬場、たばこの煙及び自動車排出ガスを含んでいたが、今次計画では目標設定対象から除外した（このため、過去の推計排出量にも算入していない）。

資料：「我が国における事業活動に伴い排出されるダイオキシン類の量を削減するための計画」（平成 12 年 9 月制定、平成 24 年 8 月変更）、「ダイオキシン類の排出量の目録」（平成 27 年 3 月）より環境省作成

「環境白書/循環型社会白書/生物多様性白書（平成27年版）」環境省

c 感染性廃棄物

感染性廃棄物とは、「医療関係機関等から生じ、人が感染し、若しくは感染するおそれのある病原体が含まれ、若しくは付着している廃棄物又はこれらのおそれのある廃棄物」のことです。

以下に、医療関係機関等から発生する主な廃棄物と感染性廃棄物の判断基準及びその判断フローを示します。

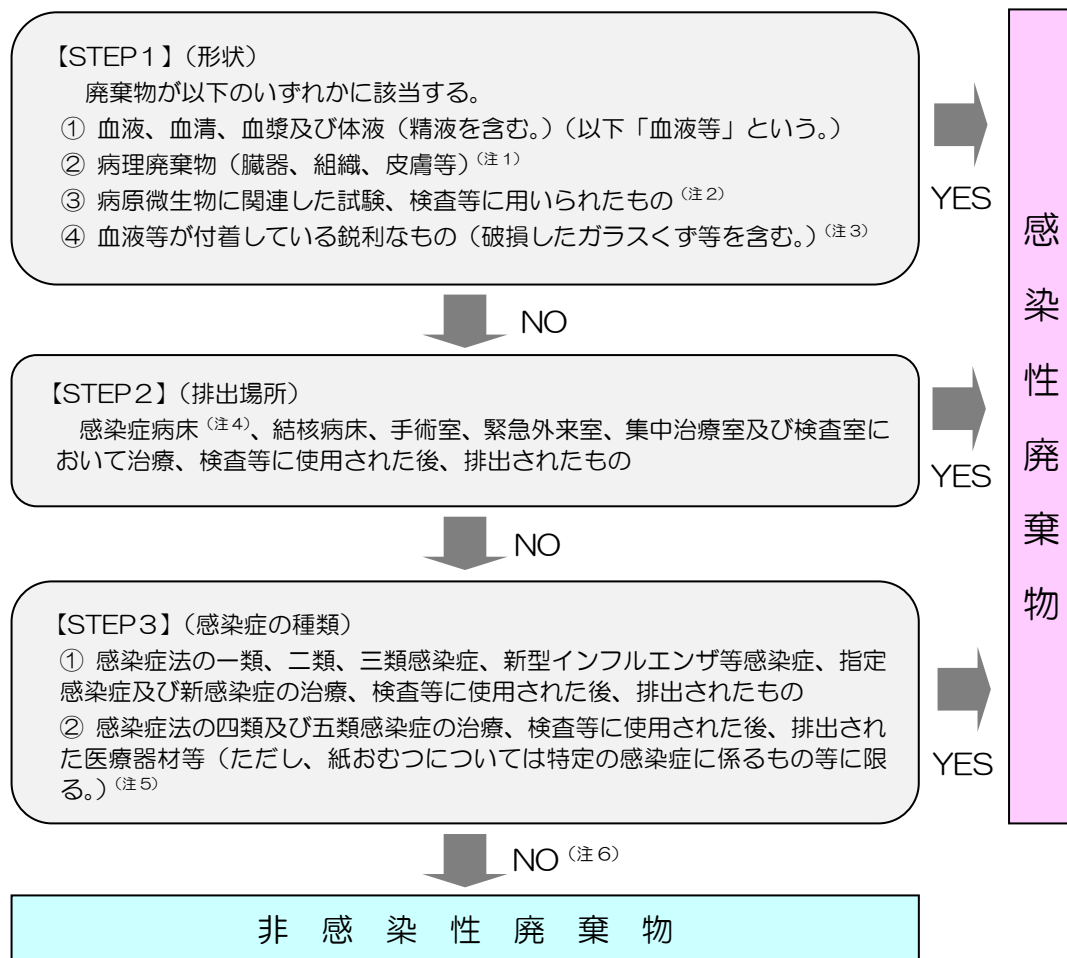
表 2.9 医療関係機関等から発生する主な廃棄物

種 類		例
産業廃棄物	燃え殻	焼却灰
	汚 泥	血液（凝固したものに限る。）、検査室・実験室等の排水処理施設から発生する汚泥、その他の汚泥
	廃 油	アルコール、キシロール、クロロホルム等の有機溶剤、灯油、ガソリン等の燃料油、入院患者の給食に使った食料油、冷凍機やポンプ等の潤滑油、その他の油
	廃 酸	レントゲン定着液、ホルマリン、クロム硫酸、その他の酸性の廃液
	廃アルカリ	レントゲン現像廃液、血液検査廃液、廃血液（凝固していない状態のもの）、その他のアルカリ性の液
	廃プラスチック類	合成樹脂製の器具、レントゲンフィルム、ビニルチューブ、その他の合成樹脂製のもの
	ゴムくず	天然ゴムの器具類、ディスポーザブルの手袋等
	金属くず	金属製機械器具、注射針、金属製ベッド、その他の金属製のもの
	ガラスくず、コンクリートくず・陶磁器くず	アンプル、ガラス製の器具、びん、その他のガラス製のもの、ギブス用石膏、陶磁器の器具、その他の陶磁器製のもの
	ばいじん	大気汚染防止法第2条第2項のばい煙発生施設及び汚泥、廃油等の産業廃棄物の焼却施設の集じん施設で回収したもの
一般廃棄物		紙くず類、厨芥、繊維くず（包帯、ガーゼ、脱脂綿、リネン類）、木くず、皮革類、実験動物の死体、これらの一般廃棄物を焼却した「燃え殻」等

表 2.10 感染性廃棄物の判断基準

1 形状の観点 (1) 血液、血清、血漿及び体液（精液を含む。）（以下「血液等」という。） (2) 手術等に伴って発生する病理廃棄物（摘出又は切除された臓器、組織、郭清に伴う皮膚等） (3) 血液等が付着した鋭利なもの (4) 病原微生物に関連した試験、検査等に用いられたもの 2 排出場所の観点 感染症病床、結核病床、手術室、緊急外来室、集中治療室及び検査室（以下「感染症病床等」という。）において治療、検査等に使用された後、排出されたもの 3 感染症の種類の観点 (1) 感染症法の一類、二類、三類感染症、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症の治療、検査等に使用された後、排出されたもの (2) 感染症法の一類及び二類感染症の治療、検査等に使用された後、排出された医療器材、ディスポーザブル製品、衛生材料等（ただし、紙おむつについては、特定の感染症に係るもの等に限る。） 通常、医療関係機関等から排出される廃棄物は「形状」、「排出場所」及び「感染症の種類」の観点から感染性廃棄物の該当性について判断ができるが、これらいずれの観点からでも判断できない場合であっても、血液等その他の付着の程度やこれらが付着した廃棄物の形状、性状の違いにより、専門知識を有する者（医師、歯科医師及び獣医師）によって感染のおそれがあると判断される場合は感染性廃棄物とする。 なお、非感染性の廃棄物であっても、鋭利なものについては感染性廃棄物と同等の取扱いとする。
--

資料：「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル（平成 24 年 5 月）」環境省



- （注）次の廃棄物も感染性廃棄物と同等の取扱いとする。
- ・ 外見上血液と見分けがつかない輸血用血液製剤等
 - ・ 血液等が付着していない鋭利なもの（破損したガラスくす等を含む。）
- （注1）ホルマリン漬臓器等を含む。
- （注2）病原微生物に関連した試験、検査等に使用した培地、実験動物の死体、試験管、シャーレ等
- （注3）医療器材としての注射針、メス、破損したアンプル・バイアル等
- （注4）感染症法により入院措置が講ぜられる一類、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症の病床
- （注5）医療器材（注射針、メス、ガラスくす等）、ディスポーザブルの医療器材（ピンセット、注射器、カテーテル類、透析等回路、輸液点滴セット、手袋、血液バック、リネン類等）、衛生材料（ガーゼ、脱脂綿等）、紙おむつ、標本（検体標本）等
- なお、インフルエンザ（鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。）伝染性紅斑、レジオネラ症等の患者の紙おむつは、血液等が付着していなければ感染性廃棄物ではない。
- （注6）感染性・非感染性のいずれかであるかは、通常はこのフローで判断が可能であるが、このフローで判断できないものについては、医師等（医師、歯科医師及び獣医師）により、感染のおそれがあると判断される場合は感染性廃棄物とする。

資料：「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル（平成24年5月）」環境省

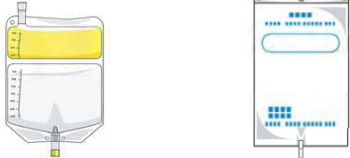
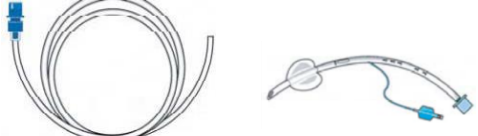
図 2.6 感染性廃棄物の判断フロー

(キ) 在宅医療廃棄物

在宅医療廃棄物は、在宅医療に関わる医療処置に伴い家庭から排出される廃棄物をいい、廃棄物処理法上、市町村が処理責任を負うこととされています。

在宅医療廃棄物の処理の在り方検討会では、現段階で最も望ましい処理方法として、①注射針等の鋭利な物は医療関係者あるいは患者・家族が医療機関へ持ち込み、感染性廃棄物として処理する。②その他の非鋭利な物は、市町村が一般廃棄物として処理する、という方法が考えられるとしています。

表 2.11 主な在宅医療廃棄物の種類及び感染性への留意

分類	種類	具体例	感染等への留意※1
鋭利ではないもの	ビニールバッグ類	輸液、蓄尿、CAPD、栄養剤バッグ 等  栄養剤バッグ CAPD バッグ	×
	チューブ・カテーテル類	吸引チューブ、輸液ライン 等  チューブ類 カテーテル類	
	注射筒（針以外の部分）	 使い捨てペン型インスリン注入器 栄養剤注入器 ※針は付属しない	
	脱脂綿・ガーゼ		
鋭利ではあるが安全なしくみをもつもの	ペン型自己注射針	 (針ケース装着時)	○※2
鋭利なもの	医療用注射針、点滴針	 自己注射以外の医療用注射針	○

※1 「感染等への留意」は、○：取扱いによっては感染等への留意が必要なもの、×：通常、感染等への留意が不要なもの

※2 鋭利なもののうちペン型自己注射針は、針ケースを装着した場合、「感染等への留意」は「×」となる

資料：「在宅医療廃棄物の処理に関する取組推進のための手引き（平成 20 年 3 月）」在宅医療廃棄物の処理の在り方検討会

(ク) 適正処理困難物等の種類

適正処理困難物は本来、事業者がその処理・処分に深く係わるべきものであるとの認識から、廃棄物処理法では事業者の処理・処分に対する協力について第6条の3の規定を設けています。

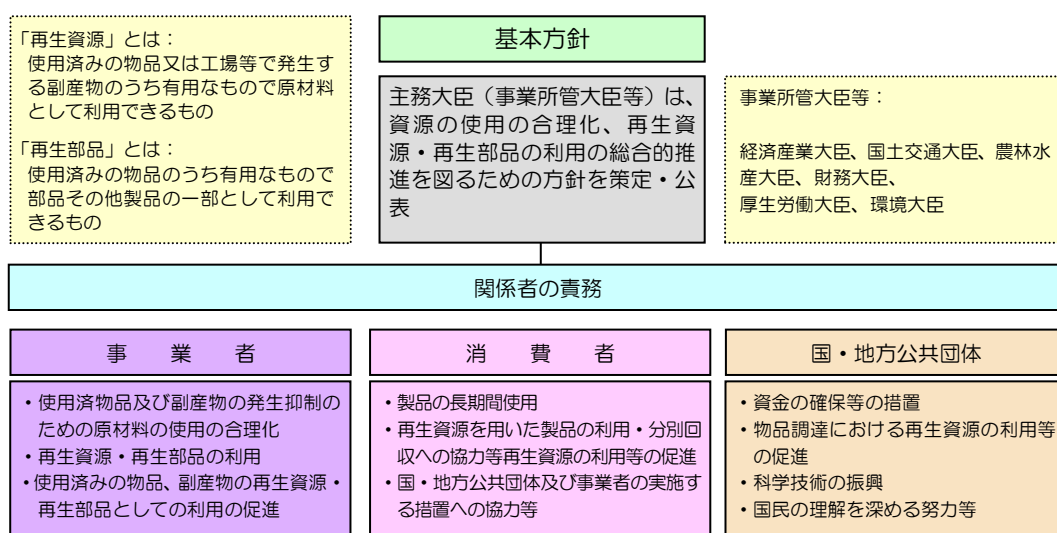
廃棄物処理法第6条の3の規定は、市町村では適正な処理を行うことが困難な廃棄物のうち、①現に市町村が処理を行っている、②市町村の処理設備、技術に照らし全国各地で適正な処理が困難である、という要件を満たすものについて、環境大臣が指定を行い、市町村は指定された一般廃棄物となる前の製品の製造、加工、販売等を行う事業者の協力を得て適正な処理を確保しようとするものであり、平成6年1月に廃ゴムタイヤ（自動車用のものに限る）、廃電気冷蔵庫（250 リットル以上）、廃テレビ受映機（25 インチ以上）、廃スプリングマットレスの4品目が指定されています。これら4品目についてその適正な処理が困難な市町村にあっては、事業者に対し処理に当たって必要な協力を要請することができます。その協力要請の内容は以下のとおりです。

- ① 消費者が新規に製品を購入した際に、販売店等において指定された一般廃棄物を引き取ることとし、市町村以外の処理システム（収集運搬業者、中間処理業者等に事業者が処理を委託する場合を含む。）において処理する。
- ② 粗大ごみとして排出された場合や一般のごみに混入して排出された場合には、市町村が引き取ることとし、市町村は、上記①の処理システムにおいて処理を行っている者に指定された一般廃棄物の処理を委託することができる。

④資源有効利用促進法

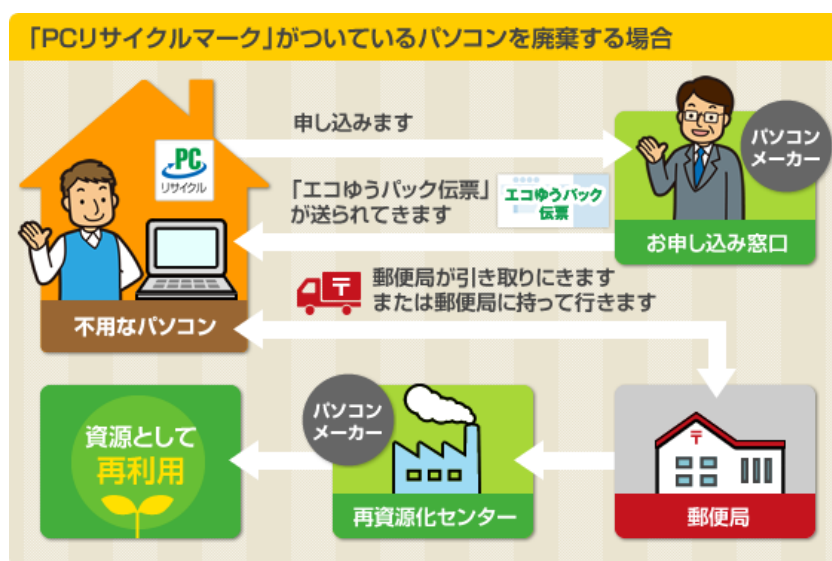
正式な名称は「資源の有効な利用の促進に関する法律」といい、平成3年に成立した「再生資源の利用の促進に関する法律」の抜本改正により、平成12年に成立、平成13年4月に施行された法律です。

この法律では、①副産物の発生抑制や再資源化を行うべき業種、②再生資源・再生部品を利用すべき業種、③原材料等の合理化等を行うべき製品、④再生資源または再生部品の利用の促進を行うべき製品、⑤分別回収を促進するための表示を行うべき製品、⑥自主回収・再生資源化を行うべき製品、⑦再生資源として利用することを促進すべき副産物を指定し、それぞれに係る事業者に一定の義務づけを行い、事業者の自主的な取り組みの促進を図っています。



資料：「循環型社会白書（平成18年版）」環境省

図 2.7 資源有効利用促進法の概要



資料：一般社団法人パソコン3R協会ホームページ
(http://www.pc3r.jp/home/recycle_flow.html)

図 2.8 パソコンリサイクルの流れ

⑤容器包装リサイクル法

正式な名称は「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」といい、平成7年に成立した法律です。

この法律では、一般廃棄物の減量及び再生資源の利用を図るため、生活系ごみの大きな割合を占める容器包装廃棄物について、消費者は分別排出、市町村は分別収集、容器を製造または商品に容器包装を用いる事業者は再商品化という役割分担を定めています。

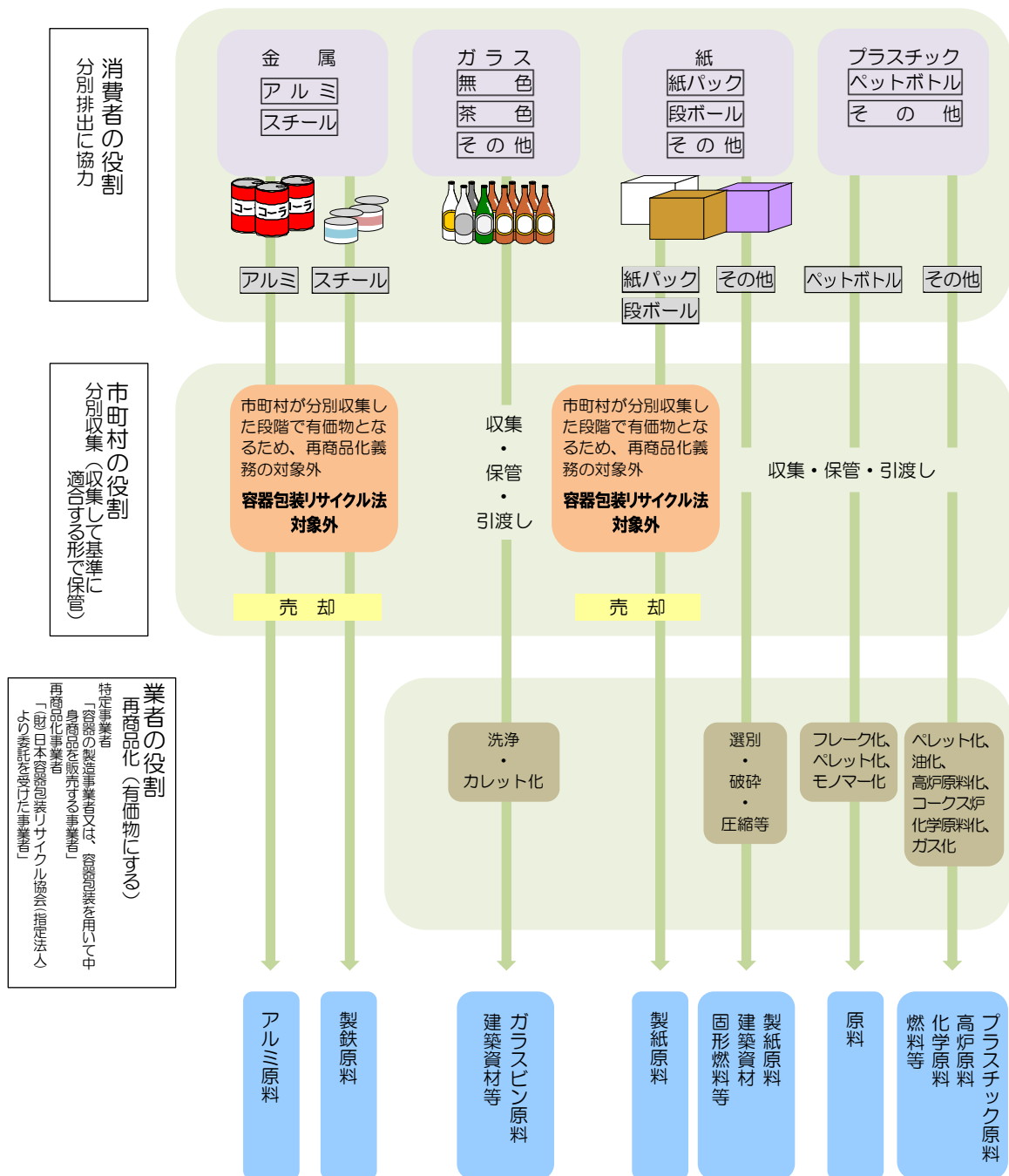


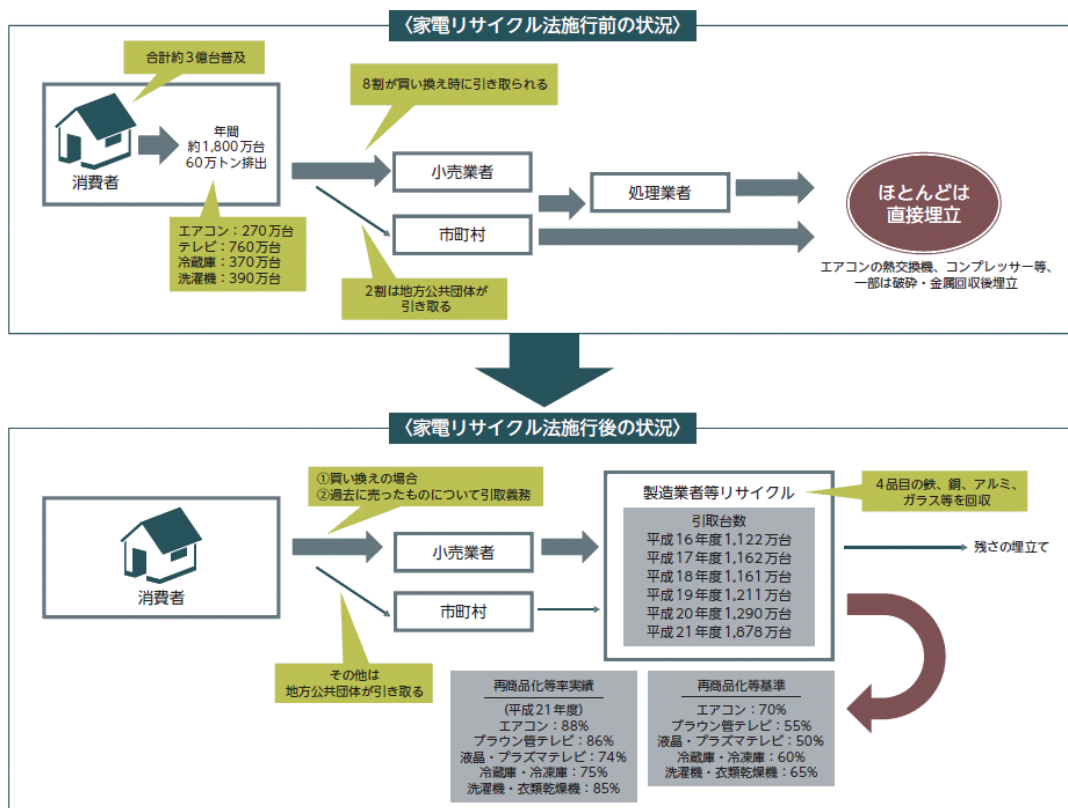
図 2.9 容器包装リサイクル法の流れ

⑥家電リサイクル法

正式な名称は「特定家庭用機器再商品化法」といい、平成 10 年に成立した法律です。

家庭から排出される廃家電製品については、基本的に市町村が収集し、処理を行ってきましたが、特に家庭用エアコン、ブラウン管テレビ、冷蔵庫・冷凍庫及び洗濯機の 4 品目については、リサイクルをする必要性が特に高いにもかかわらず、市町村等によるリサイクルが困難でした。そのため、これらの 4 品目について特定家庭用機器廃棄物と定め、製造業者等に一定の水準以上の再商品化が義務づけられています。

なお、平成 21 年 4 月 1 日より、液晶・プラズマテレビ、衣類乾燥機が対象機器に追加されています。



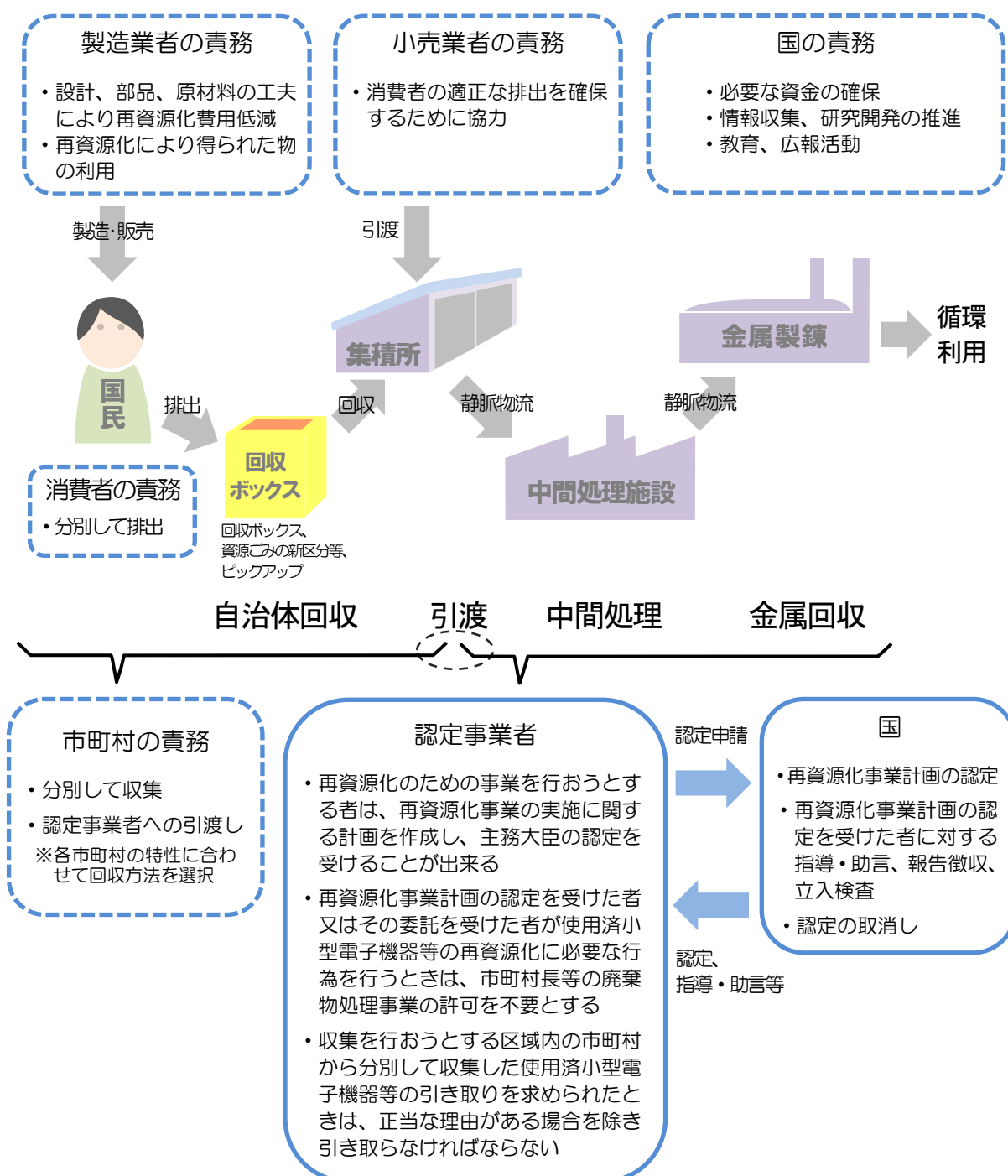
資料：環境省、経済産業省

図 2.10 家電リサイクル法施行前・施行後の状況

⑦小型家電リサイクル法

正式な名称は「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」といい、平成24年に成立した法律です。

この法律では、デジタルカメラやゲーム機等の使用済小型電子機器等に使用されているレアメタルや貴金属等の再資源化を促進するための措置を講ずることによって、廃棄物の適正処理と資源の有効な利用の確保を図るものとしています。



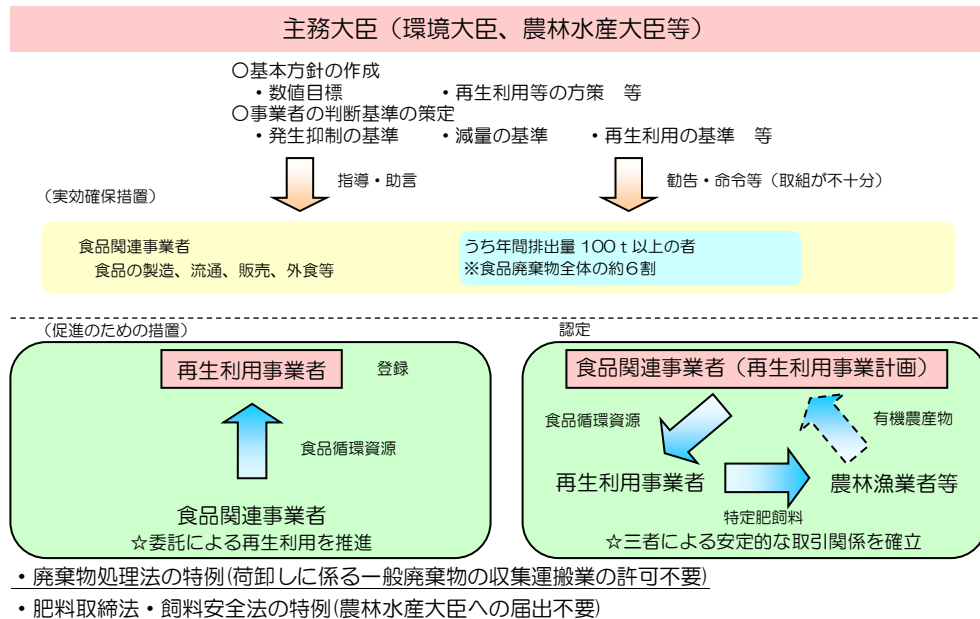
資料：経済産業省ホームページ (<http://www.meti.go.jp/>)
環境省ホームページ (<https://www.env.go.jp/>)

図 2.11 小型家電リサイクル法の概要

⑧食品リサイクル法

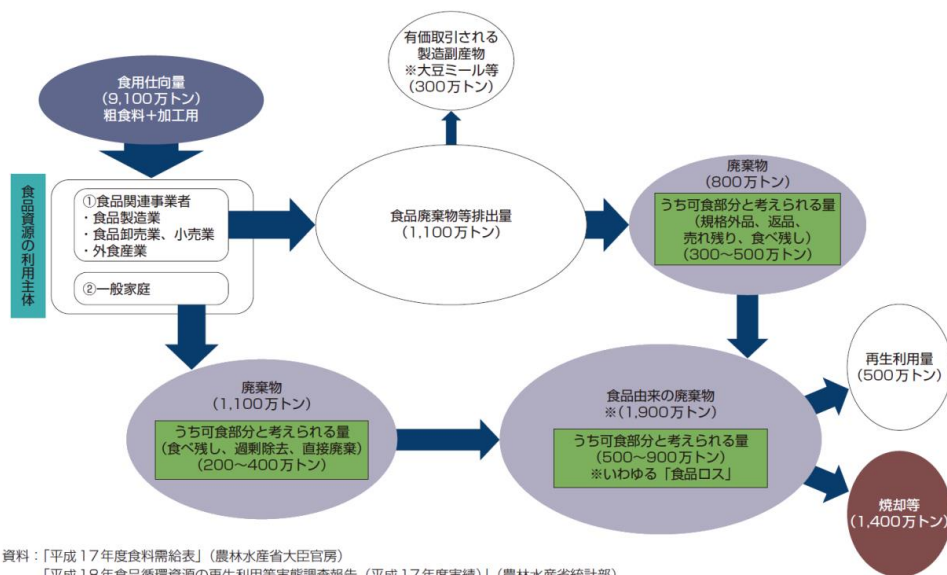
正式な名称は「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」といい、平成 12 年に成立した法律です。

この法律では、食品の売れ残りや食べ残し等について、その発生抑制や減量化を図るとともに、飼料や肥料として再生利用を促進するための措置を講じ、廃棄物の減量、資源の有効利用を図るものとしています。



資料：「循環型社会白書（平成 18 年版）」環境省

図2.12 食品リサイクル法の仕組み

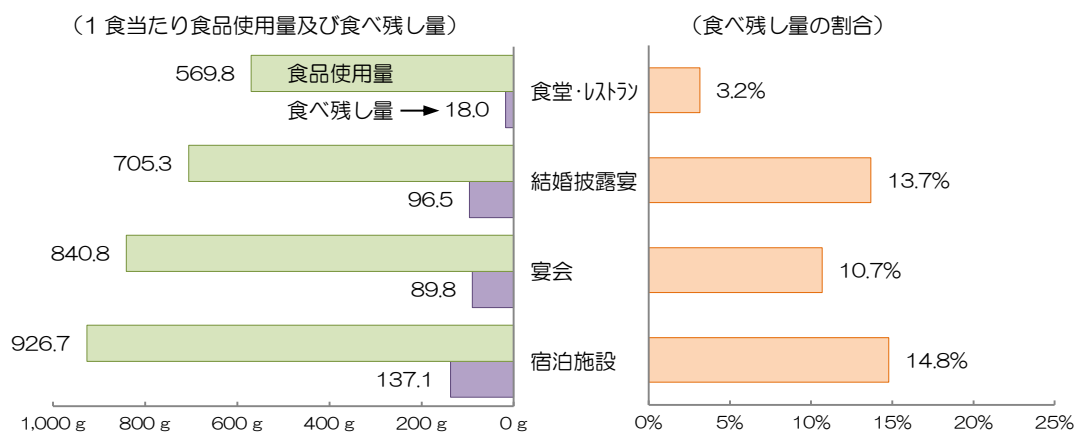


資料：「平成 17 年度食料需給表」（農林水産省大臣官房）
「平成 18 年食品循環資源の再生利用等実態調査報告（平成 17 年度実績）」（農林水産省統計部）
「平成 17 年度食品ロス統計調査」（農林水産省統計部）
「一般廃棄物の排出及び処理状況、産業廃棄物の排出及び処理状況等」（平成 17 年度実績、環境省試算）を基に農林水産省において試算の上、作成

図2.13 食品廃棄物等の発生の流れ

農林水産省の調査による平成 21 年度の外食産業における食品の食べ残し量（飲料類を除く）の結果を以下に示します。

宿泊施設では 1 食あたり 137.1 グラムの食べ残しがあり、食品使用量に対する割合では 14.8%となります。

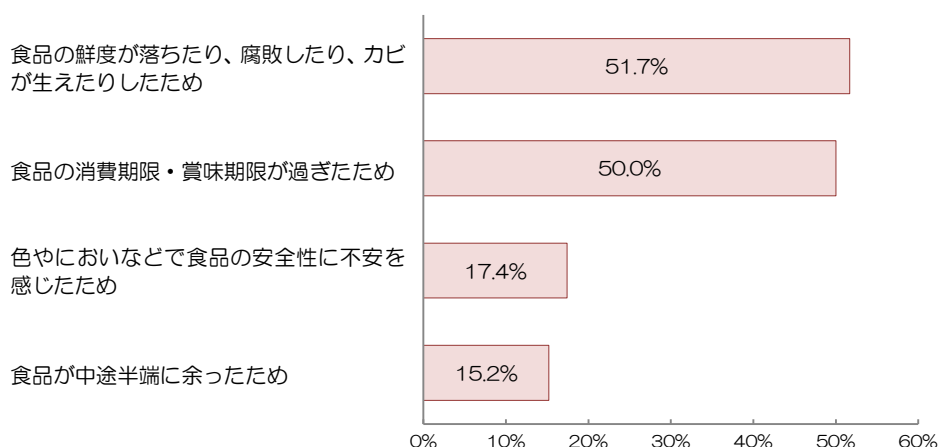


※食堂・レストランは昼食を、宿泊施設は宿泊客に提供された夕食を調査対象とした。

資料：「平成 21 年度食品ロス統計調査」農林水産省

図 2.14 外食産業における食品の食べ残し状況

また、家庭における食品の廃棄理由としては「食品の鮮度が落ちたり、腐敗したり、カビが生えたりしたため」や「食品の消費期限・賞味期限が過ぎたため」が半数以上を占めており、計画的な食品の購入、使用等により、これらの廃棄量を減らせるものと考えられます。



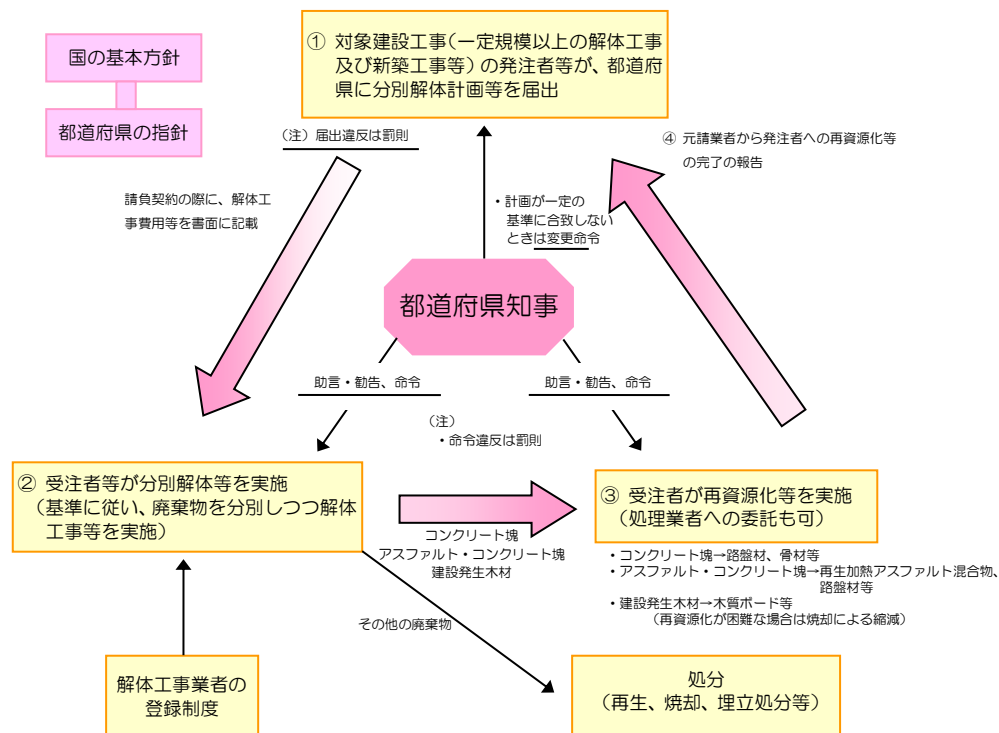
資料：「平成 21 年度食品ロス統計調査」農林水産省

図 2.15 家庭における食品を使用せずに廃棄した理由（複数回答）

⑨建設リサイクル法

正式な名称は「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」といい、平成 12 年に成立した法律です。

この法律では、一定規模以上の建設工事について、その受注者に対し、コンクリートや木材等の特定建設資材を分別解体等により現場で分別し、再資源化等を行うことを義務づけています。また、制度の適正かつ円滑な実施を確保するため、発注者による工事の事前届出制度、解体工事業者の登録制度等を設けています。



資料：環境省ホームページ (<https://www.env.go.jp/>)

図 2.16 建設リサイクル法の概要

⑩自動車リサイクル法

正式な名称は「使用済自動車の再資源化に関する法律」といい、平成 14 年に成立した法律です。

この法律では、自動車製造業者及び関連業者による使用済自動車の引取り、引渡し、再資源化等を適正かつ円滑に実施するための措置を講じ、使用済自動車に係る廃棄物の適正処理、資源の有効利用の確保等を図るものとしています。

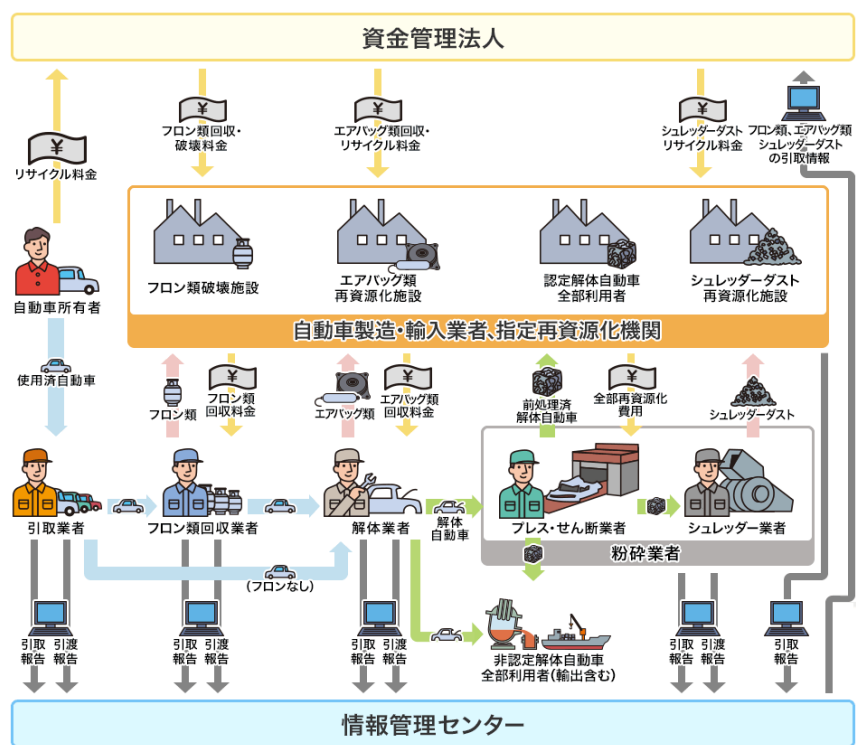
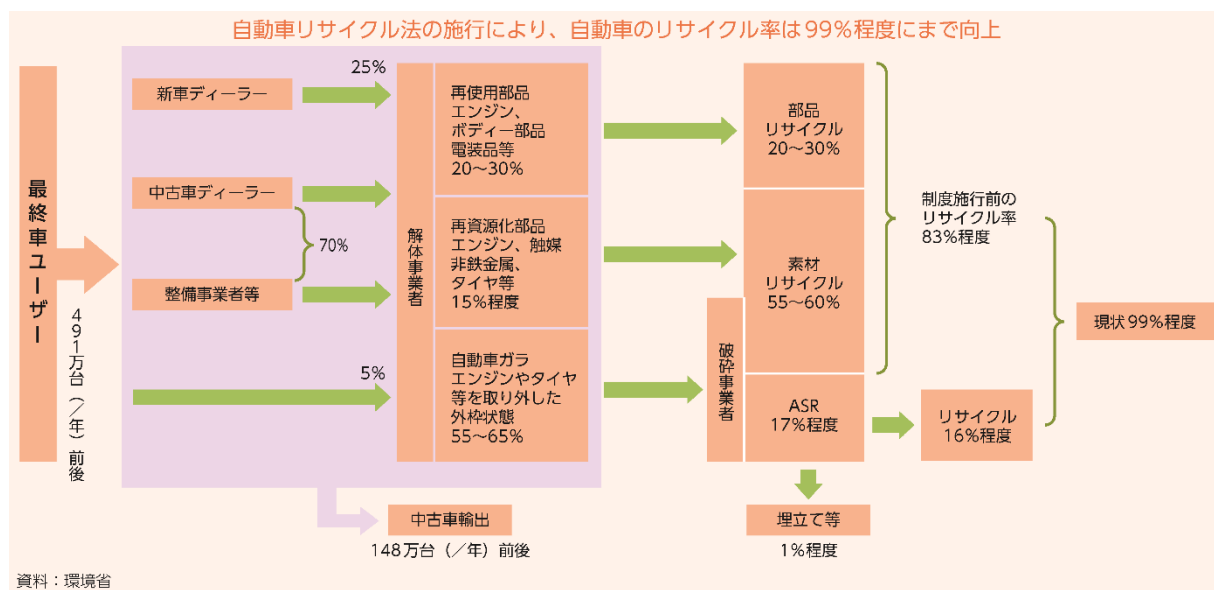
資料：環境省ホームページ (<https://www.env.go.jp/>)

図 2.17 自動車リサイクル法の仕組み



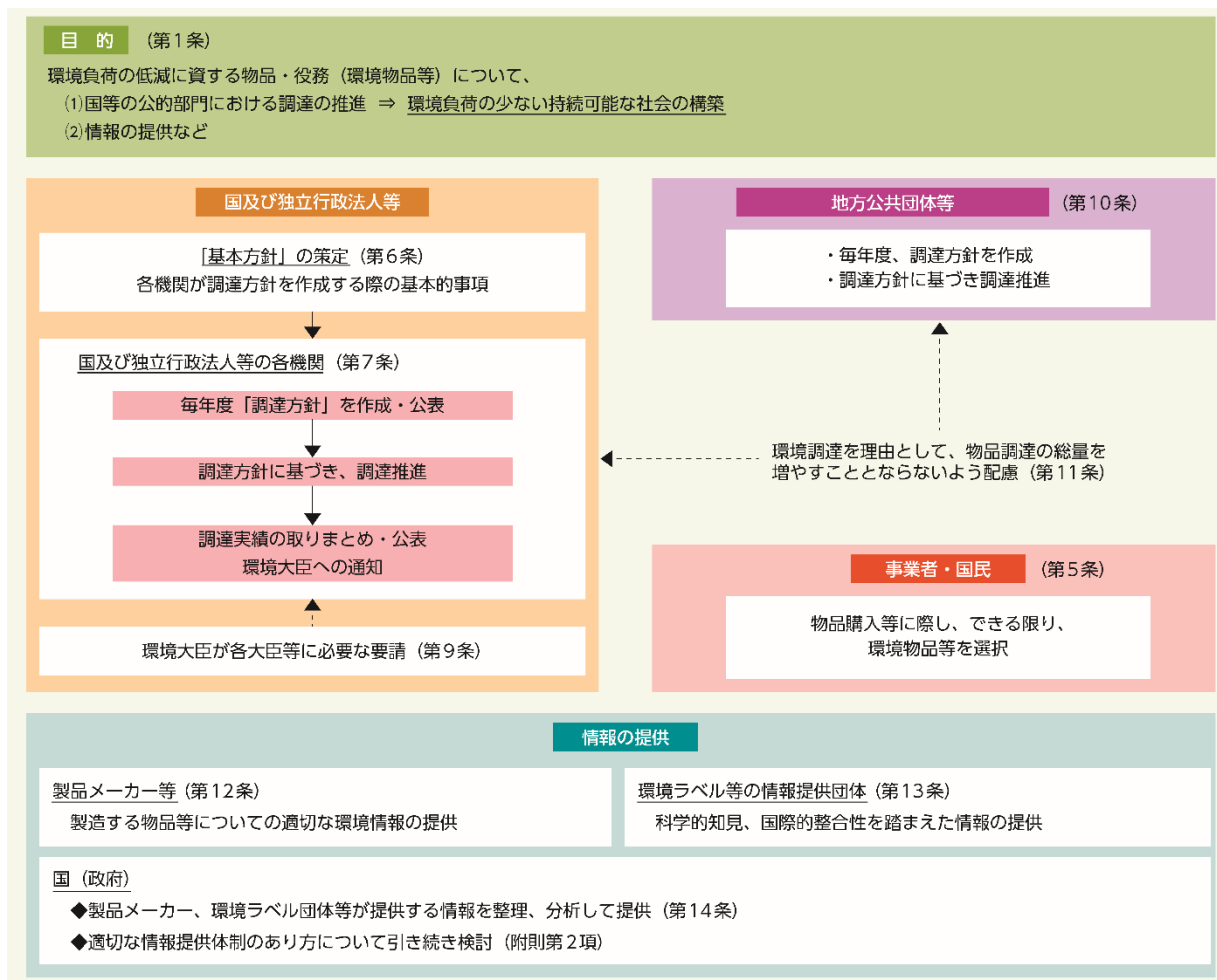
資料：「環境白書/循環型社会白書/生物多様性白書（平成27年版）」環境省

図 2.18 使用済自動車処理のフロー

⑪グリーン購入法

正式な名称は「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」といい、平成 12 年に成立した法律です。

この法律では、国等の公的機関が率先して環境物品等（環境負荷低減に資する製品・サービス）の調達を推進するとともに、環境物品等に関する適切な情報提供を促進することにより、需要の転換を図り、持続的発展が可能な社会の構築を推進することを目的としています。



資料：「環境白書/循環型社会白書/生物多様性白書（平成 27 年版）」環境省

図 2.19 グリーン購入法の仕組み

(2) 環境保全に係る関係法令

① 大気汚染関係

大気汚染に係る環境基準については、昭和 44 年 2 月に硫黄酸化物、45 年 2 月に一酸化炭素、47 年 1 月に浮遊粒子状物質、48 年 5 月に二酸化窒素及び光化学オキシダントに係る環境基準が設定されています。また、昭和 48 年 5 月には二酸化硫黄に係る環境基準が改訂され、これまでに環境基準が設定されていた一酸化炭素等と併せて告示されています。近年では、平成 11 年 12 月にダイオキシン類に係る環境基準が設定され、平成 21 年 9 月には微小粒子状物質に係る環境基準が設定されています。

表 2.12 大気汚染に係る環境基準

告 示	物 質	環境上の条件	達成期間
昭和 48・5・8 環告 25	二酸化いおう	1 時間値の 1 日平均値が ^a 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が ^a 0.1ppm 以下であること。	維持され又は、5 年以内に達成
	一酸化炭素	1 時間値の 1 日平均値が ^a 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が ^a 20ppm 以下であること。	維持され又は、早期に達成
	浮遊粒子状物質	1 時間値の 1 日平均値が ^a 0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1 時間値が ^a 0.20mg/m ³ 以下であること。	維持され又は、早期に達成
	光化学オキシダント	1 時間値が ^a 0.06ppm 以下であること。	維持され又は、早期に達成
昭和 53・7・11 環告 38	二酸化窒素	1 時間値の 1 日平均値が ^a 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。	1 時間値の 1 日平均値が ^a 0.06ppm を超える地域は、原則として 7 年以内 1 日平均値が ^a 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内の地域は、現状を維持する
平成 9・2・4 環告 4	ベンゼン	1 年平均値が ^a 0.003mg/m ³ 以下であること。	維持又は、早期に達成
	トリクロロエチレン	1 年平均値が ^a 0.2mg/m ³ 以下であること。	維持又は、早期に達成
	テトラクロロエチレン	1 年平均値が ^a 0.2mg/m ³ 以下であること。	維持又は、早期に達成
	ジクロロメタン (H13.4.20)	1 年平均値が ^a 0.15mg/m ³ 以下であること。	維持又は、早期に達成
平成 11・12・27 環告 68	ダイオキシン類	1 年平均値が ^a 0.6pg-TEQ/m ³ 以下であること。	達成されていない地域は可及的速やかに達成。 現に達成されている地域又は達成された地域は、その維持に努める。
平成 21・9・9 環告 33	微小粒子状物質	1 年平均値が ^a 15μg/m ³ 以下であり、かつ、1 日平均値が ^a 35μg/m ³ 以下であること。	維持又は、早期に達成

備 考

1. 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が^a 10μm 以下のものをいう。
2. 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。
3. ダイオキシン類の基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。
4. この環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は、場所については、適用しない。
5. 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が^a 2.5μm の粒子を 50% の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。

資料：「大気の汚染に係る環境基準について（S48.5.8 環告 25、H8.10.25 環告 73 最終改正）」
「二酸化窒素に係る環境基準について（S53.7.11 環告 38、H8.10.25 環告 74 最終改正）」
「ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準について（H9.2.4 環告 4、H13.4.20 環告 30 最終改正）」
「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む）及び土壌の汚染に係る環境基準について（H11.12.27 環告 68、H21.3.31 環告 11 最終改正）」
「微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準について（H21.9.9 環告 33）」

② 水質汚濁関係

(ア) 環境基準法に基づく水質汚濁に係る環境基準

公共用水域の水質汚濁に係る環境基準は、人の健康の保護及び生活環境の保全に係るものに関し、表 2.13～表 2.18 のとおり定められています。

なお、与論町においては、水質汚濁に係る環境基準の類型指定及び上乗せ排水基準の適用区域は設定されていません。

表 2.13 水質汚濁に係る環境基準（人の健康の保護に関する環境基準）

項 目	基 準 値	測 定 方 法
カドミウム	0.003mg/L 以下	日本工業規格 KO102（以下、「規格」という。）55.2、55.3 又は 55.4 に定める方法
全シアン	検出されないこと	規格 38.1.2 及び 38.2 に定める方法又は規格 38.1.2 及び 38.3 に定める方法
鉛	0.01mg/L 以下	規格 54 に定める方法
六価クロム	0.05mg/L 以下	規格 65.2 に定める方法
砒 素	0.01mg/L 以下	規格 61.2、61.3 又は 61.4 に定める方法
総水銀	0.0005mg/L 以下	環境省告示付表 1 に掲げる方法
アルキル水銀	検出されないこと	環境省告示付表 2 に掲げる方法
P C B	検出されないこと	環境省告示付表 3 に掲げる方法
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
四塩化炭素	0.002mg/L 以下	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1 又は 5.3.2 に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 に定める方法
チウラム	0.006mg/L 以下	環境省告示付表 4 に掲げる方法
シマジン	0.003mg/L 以下	環境省告示付表 5 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下	環境省告示付表 5 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
ベンゼン	0.01mg/L 以下	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
セレン	0.01mg/L 以下	規格 67.2、67.3 又は 67.4 に定める方法
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下	硝酸性窒素にあっては規格 43.2.1、43.2.3 又は 43.2.5 に定める方法、亜硝酸性窒素にあっては規格 43.1 に定める方法
ふっ素	0.8mg/L 以下	規格 34.1 に定める方法又は規格 34.1 (c) に定める方法及び付表 6 に掲げる方法
ほう素	1mg/L 以下	規格 47.1、47.3 又は 47.4 に定める方法
1,4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下	環境省告示付表 7 に掲げる方法
ダイオキシン類	1pg-TEQ/L 以下	日本工業規格 K0312 に定める方法

備 考

1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
2. 「検出されないこと」とは、測定方法の項に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
3. 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。
4. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 43.2.1、43.2.3 または 43.2.5 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。
5. ダイオキシン類の基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。

資料：「水質汚濁に係る環境基準について（S46.12.28 環告 59、H26.11.17 環告 126 最終改正）」
「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む）及び土壌の汚染に係る環境基準について（H11.12.27 環告 68、H21 3.31 環告 11 最終改正）」

表 2.14 水質汚濁に係る環境基準（生活環境の保全に関する環境基準 河川 ア）

項目 類型	利用目的の 適応性	基 準 値					該当水域
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	
AA	水道 1 級 自然環境保全 及び A 以下の欄に 掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50MPN/ 100mL 以下	第 1 の 2 の (2) により水 域類型と 指定する 水域
A	水道 2 級 水産 1 級 水浴及び B 以下の 欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/ 100mL 以下	
B	水道 3 級 水産 2 級 及び C 以下の欄に 掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	5,000MPN/ 100mL 以下	
C	水産 3 級 工業用水 1 級 及び D 以下の欄に 掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	—	
D	工業用水 2 級 農業用水 及び E の欄に掲げ るもの	6.0 以上 8.5 以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	—	
E	工業用水 3 級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認 められないこと。	2mg/L 以上	—	
測定方法		規格 12.1 に定め る方法又はガラス 電極を用いる水質 自動監視測定装置 によりこれと同程 度の計測結果の得 られる方法	規格 21 に定め る方法	付表 9 に掲げ る方法	規格 32 に定める 方法又は隔膜電極 を用いる水質自動 監視測定装置によ りこれと同程度の 計測結果の得られ る方法	最確数による定 量法	

備 考

1. 基準値は、日間平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）。
2. 農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5mg/L 以上とする（湖沼もこれに準ずる。）。
3. 水質自動監視測定装置とは、当該項目について自動的に計測することができる装置であって、計測結果を自動的に記録する機能を有するもの又はその機能を有する機器と接続されているものをいう（湖沼海域もこれに準ずる。）。
4. 最確数による定量法とは、次のものをいう（湖沼、海域もこれに準ずる。）。
試料 10mL、1mL、0.1mL、0.01mL……のように連続した 4 段階（試料量が 0.1mL 以下の場合は 1mL に希釈して用いる。）を 5 本ずつ BGLB 醗酵管に移植し、35～37℃、48±3 時間培養する。ガス発生を認めたものを大腸菌群陽性管とし、各試料量における陽性管数を求め、これから 100mL 中の最確数を最確数表を用いて算出する。この際、試料はその最大量を移植したものの全部か又は大多数が大腸菌群陽性となるように、また最小量を移植したものの全部か又は大多数が大腸菌群陰性となるように適当に希釈して用いる。なお、試料採取後、直ちに試験ができない時は、冷蔵して数時間以内に試験する。

(注)

1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
2. 水 道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水 道 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
水 道 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
3. 水 産 1 級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用
水 産 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用
水 産 3 級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
4. 工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
工業用水 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
工業用水 3 級：特殊な浄水操作を行うもの
5. 環 境 保 全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

資料：「水質汚濁に係る環境基準について（S46.12.28 環告 59、H26.11.17 環告 126 最終改正）」

表 2.15 水質汚濁に係る環境基準（生活環境の保全に関する環境基準 河川 イ）

項目 類型	水生生物の生息状況 の適応性	基 準 値			該当水域
		全 亜 鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼン スルホン酸及びその塩	
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下	第1の2の（2）により水域類型ごとに指定する水域
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下	
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下	
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下	
測定方法		規格 53 に定める方法（準備操作は規格 53 に定める方法によるほか、付表 10 に掲げる方法によることができる。また、規格 53 で使用する水については付表 10 の 1（1）による。）	環境省告示付表 11 に掲げる方法	環境省告示付表 12 に掲げる方法	

備考

1. 基準値は年間平均値とする。（湖沼、海域もこれに準ずる。）

資料：「水質汚濁に係る環境基準について（S46.12.28 環告 59、H26.11.17 環告 126 最終改正）」

表 2.16 水質汚濁に係る環境基準（生活環境の保全に関するもの 海域 ア）

項目 類型	利用目的の適応性	基 準 値					該当水域
		水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素 要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	n-ヘキサン 抽出物質 (油分等)	
A	水産 1 級 水浴 自然環境保全及び B以下の欄に掲げ るもの	7.8 以上 8.3 以下	2mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/100mL 以下	検出されない こと。	第 1 の 2 の (2) に より水域 類型ごと に指定す る水域
B	水産 2 級 工業用水 及びCの欄に掲げ るもの	7.8 以上 8.3 以下	3mg/L 以下	5mg/L 以上	—	検出されない こと。	
C	環境保全	7.0 以上 8.3 以下	8mg/L 以下	2mg/L 以上	—	—	
測定方法		規格 12.1 に定 める方法又はガ ラス電極を用い る水質自動監視 測定装置により これと同程度の 計測結果の得ら れる方法	規格 17 に定め る方法（ただし、 B類型の工業用 水及び水産 2 級 のうちノリ養殖 の利水点におけ る測定方法はアル カリ性法）	規格 32 に定め る方法又は隔膜 電極を用いる水 質自動監視測定 装置によりこれ と同程度の計測 結果の得られる 方法	最確数による定 量法	環境省告示付 表 13 に掲げ る方法	
備 考							
1. 水産 1 級のうち、生食用原料カキの養殖の利水点については、大腸菌群数 70MPN/100mL 以下とする。							
2. アルカリ性法とは、次のものをいう。							
試料 50mL を正確に三角フラスコにとり、水酸化ナトリウム溶液（10w/v%）1 mL を加え、次に過マンガン酸カリウム溶液（2mmol/L）10mL を正確に加えたのち、沸騰した水浴中に正確に 20 分放置する。その後よう化カリウム溶液（10w/v%）1 mL とアジ化ナトリウム溶液（4w/v%）1 滴を加え、冷却後、硫酸（2+1）0.5mL を加えてよう素を遊離させて、それを力価の判明しているチオ硫酸ナトリウム溶液（10mmol/L）ででんぷん溶液を指示薬として滴定する。同時に試料の代わりに蒸留水を用い、同様に処理した空試験値を求め、次式によりCOD値を計算する。							
$\text{COD (O}_2\text{mg/L)} = 0.08 \times ((b) - (a)) \times f \text{Na}_2\text{S}_2\text{O}_3 \times 1000/50$							
(a)： チオ硫酸ナトリウム溶液（10mmol/L）の滴定値（mL）							
(b)： 浄留水について行った空試験値（mL）							
f Na ₂ S ₂ O ₃ ： チオ硫酸ナトリウム溶液（10mmol/L）の力価							

（注）

1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
2. 水 産 1 級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産 2 級の水産生物用
水 産 2 級：ボラ、ノリ等の水産生物用
3. 環 境 保 全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

資料：「水質汚濁に係る環境基準について（S46.12.28 環告 59、H26.11.17 環告 126 最終改正）」

表 2.17 水質汚濁に係る環境基準（生活環境の保全に関するもの 海域 イ）

項目 類型	利用目的の適応性	基 準 値		該当水域
		全窒素	全磷	
I	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの （水産２種及び３種を除く。）	0.2mg/L 以下	0.02mg/L 以下	第 1 の 2 の （2）により 水域類型ご とに指定す る水域
Ⅱ	水産１種 水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの （水産２種及び３種を除く。）	0.3mg/L 以下	0.03mg/L 以下	
Ⅲ	水産２種及びⅣの欄に掲げるもの （水産３種を除く。）	0.6mg/L 以下	0.05mg/L 以下	
Ⅳ	水産３種 工業用水 生物生息環境保全	1mg/L 以下	0.09mg/L 以下	
測定方法		規格 45.4 又は 45.6 に定 める方法	規格 46.3 に定める方法	
備 考				
1. 基準値は年間平均値とする。				
2. 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。				

（注）

1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
2. 水産 1 種：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される
水産 2 種：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される
水産 3 種：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される
3. 生物生息環境保全：年間を通して底生生物が生息できる限度

資料：「水質汚濁に係る環境基準について（S46.12.28 環告 59、H26.11.17 環告 126 最終改正）」

表 2.18 水質汚濁に係る環境基準（生活環境の保全に関するもの 海域 ウ）

項目 類型	水生生物の生息状況 の適応性	基 準 値			該当水域
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼン スルホン酸及びその塩	
生物 A	水生生物の生息する水 域	0.02mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.01mg/L 以下	第 1 の 2 の （2）により 水域類型ご とに指定す る水域
生物特 A	生物 A の水域のうち、 水生生物の産卵場（繁 殖場）又は幼稚仔の生 育場として特に保全が 必要な水域	0.01mg/L 以下	0.0007mg/L 以下	0.006mg/L 以下	
測定方法		規格 53 に定める方 法（準備操作は規格 53 に定める方法に よるほか、環境省告示 付表 10 に掲げる方 法によることができる。 また、規格 53 で 使用する水については 付表 10 の 1（1） による。）	環境省告示付表 11 に掲げる方法	環境省告示付表 12 に掲げる方法	

資料：「水質汚濁に係る環境基準について（S46.12.28 環告 59、H26.11.17 環告 126 最終改正）」

③ 騒音関係

(ア) 環境基本法に基づく環境基準

騒音に係る環境基準については、環境基本法に基づく、騒音に係る環境上の条件について生活環境を保全し、人の健康の保護に資する上で維持されることが望ましい基準（以下「環境基準」という。）が定められています。

なお、与論町においては、騒音に係る環境基準は設定されていません。

表 2.19 騒音に係る環境基準

地域の類型	基 準 値	
	昼 間	夜 間
AA	50 デシベル以下	40 デシベル以下
A及びB	55 デシベル以下	45 デシベル以下
C	60 デシベル以下	50 デシベル以下
(注) 1. 時間の区分は、昼間を午前6時から午後10時までの間とし、夜間を午後10時から翌日の午前6時までの間とする。 2. AAを当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集中して設置される地域等特に静穏を要する地域とする。 3. Aを当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。 4. Bを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。 5. Cを当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。ただし、次表に掲げる地域に該当する地域については、その環境基準は上表によらず、次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。		
地域の類型	基 準 値	
	昼 間	夜 間
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下
備考 車線とは、1 縦列の自動車及安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。 この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。		
基 準 値		
昼 間		夜 間
70 デシベル以下		65 デシベル以下
備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては45 デシベル以下、夜間にあっては40 デシベル以下）にすることができる。		

資料：「騒音に係る環境基準について（H10.9.30 環告 64、H24.3.30 環告 54 最終改正）」

(イ) 騒音規制法に係る規制基準

騒音規制法に基づく規制地域及び規制基準については、平成 24 年鹿児島県告示第 418 号「騒音規制法に基づく規制地域の指定及び規制基準等の設定」において指定及び設定されています。当該告示に係る規制基準を以下に示します。

なお、与論町においては、一部地域が規制区域に指定されています。

表 2.20 法第 4 条第 1 項の規定による特定工場等において発生する

騒音についての規制基準

時間の区分 区域の区分		昼 間 (午前 8 時から午後 7 時まで)	朝・夕 (午前 6 時から午前 8 時まで 午後 7 時から午後 9 時まで)	夜 間 (午後 9 時から 翌日の午前 6 時まで)
第 1 種区域	別紙図面に緑色で表示する区域	50 デシベル以下	45 デシベル以下	40 デシベル以下
第 2 種区域	別紙図面に黄緑色及び黄色で表示する区域	60 デシベル以下	50 デシベル以下	45 デシベル以下
第 3 種区域	別紙図面に赤色で表示する区域	65 デシベル以下	60 デシベル以下	50 デシベル以下
第 4 種区域	別紙図面に青色で表示する区域	70 デシベル以下	65 デシベル以下	55 デシベル以下

資料：「騒音規制法に基づく規制地域の指定及び規制基準等の設定
(H24.3.30 鹿児島県告示 418、H27.10.20 鹿児島県告示 923 最終改正)」

表 2.21 特定建設作業騒音告示別表の第 1 号の規定による区域

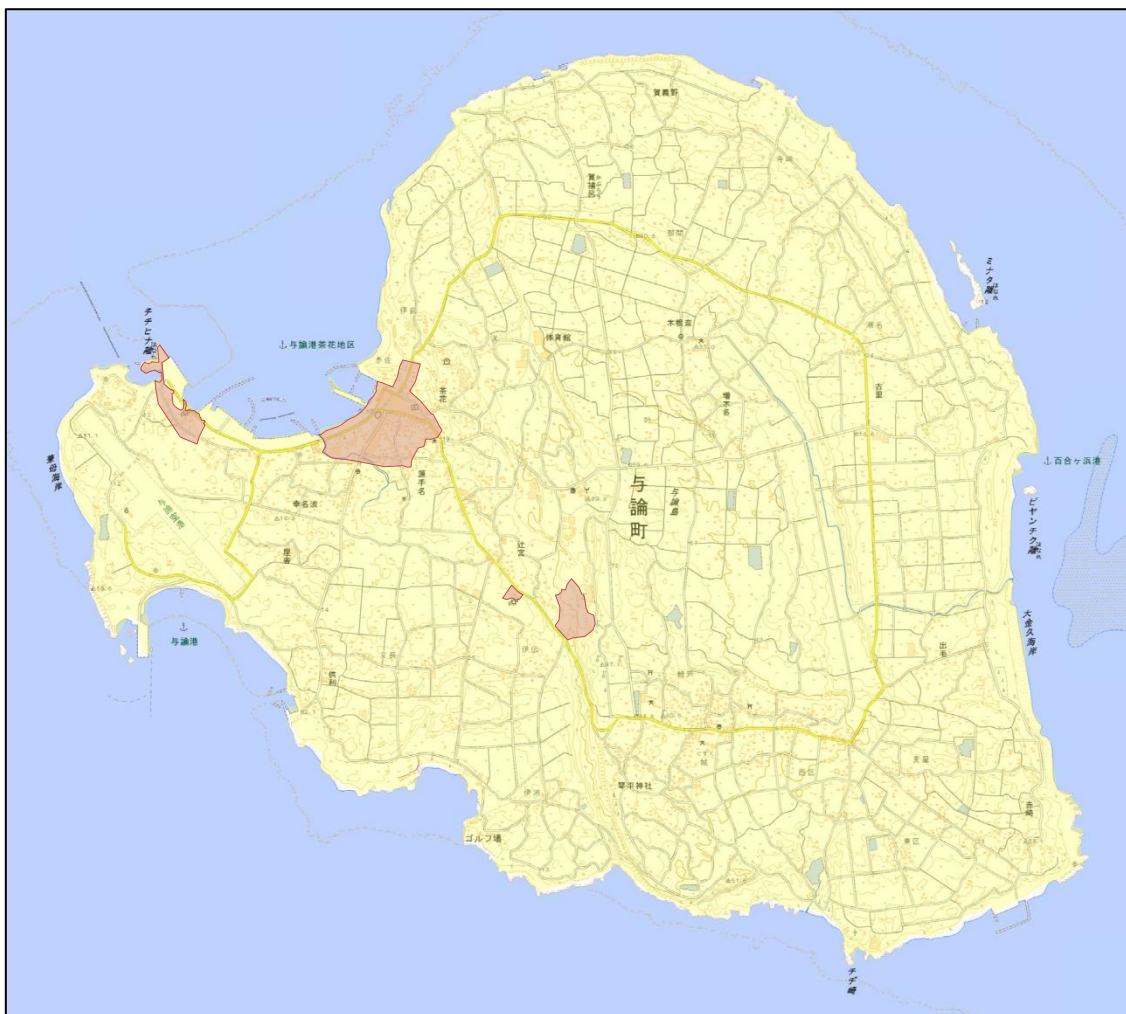
区 域
別紙図面に緑色、黄緑色、黄色及び赤色で表示する区域
別紙図面に青色で表示する区域のうち、学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 1 条に規定する学校、児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 7 条第 1 項に規定する保育所、医療法(昭和 23 年法律第 205 号)第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法(昭和 25 年法律第 118 号)第 2 条第 1 項に規定する図書館、老人福祉法(昭和 38 年法律第 133 号)第 5 条の 3 に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成 18 年法律第 77 号)第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲 80 メートル以内の区域

資料：「騒音規制法に基づく規制地域の指定及び規制基準等の設定
(H24.3.30 鹿児島県告示 418、H27.10.20 鹿児島県告示 923 最終改正)」

表 2.22 自動車騒音限度省令別表備考の規定による区域

区 域	自動車騒音限度省令別表の各号に掲げる区域
別紙図面に緑色及び黄緑色で表示する区域	a 区域
別紙図面に黄色で表示する区域	b 区域
別紙図面に赤色及び青色で表示する区域	c 区域

資料：「騒音規制法に基づく規制地域の指定及び規制基準等の設定
(H24.3.30 鹿児島県告示 418、H27.10.20 鹿児島県告示 923 最終改正)」



凡 例					
特定工場において発生する騒音規制に関する基準	区域区分 (色)	特定建設作業に伴って発生する騒音	区域区分 (色)	自動車騒音の 要請限度	区域区分 (色)
第1種	緑	第1号	緑	a 区域	緑
第2種	黄緑		黄緑	b 区域	黄緑
	黄		黄		黄
第3種	赤	第2号	赤	c 区域	赤
第4種	青		青		青

資料：「騒音規制法地域指定図（平成 19 年 3 月 9 日鹿児島県告示 370 号）」

図 2.20 与論町における騒音規制法に基づく規制地域指定図

④ 振動関係

(ア) 振動規制法に関する規制基準

振動規制法に基づく規制地域及び規制基準については、平成 24 年鹿児島県告示第 420 号「振動規制法に基づく規制地域の指定及び規制基準等の設定」において指定及び設定されています。当該告示に係る規制基準を以下に示します。

なお、与論町においては、振動に係る規制基準は設定されていません。

表 2.23 法第 4 条第 1 項の規定による特定工場等において発生する
振動についての規制基準

時間の区分 区域の区分		昼 間 (午前 8 時から午後 7 時まで)	夜 間 (午後 7 時から翌日の午前 8 時まで)
第 1 種区域	別紙図面に緑色で表示する区域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
第 2 種区域	別紙図面に赤色及び青色で表示する区域	65 デシベル以下	60 デシベル以下

資料：「振動規制法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定に係る告示
(H24.3.30 鹿児島県告示 420、H27.10.20 鹿児島県告示 924 最終改正)」

表 2.24 施行規則別表第 1 付表の第 1 号の規定による
特定建設作業の規制に係る区域

区 域
別紙図面に緑色及び赤色で表示する区域
別紙図面に青色で表示する区域のうち、学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 1 条に規定する学校、児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 7 条第 1 項に規定する保育所、医療法(昭和 23 年法律第 205 号)第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法(昭和 25 年法律第 118 号)第 2 条第 1 項に規定する図書館、老人福祉法(昭和 38 年法律第 133 号)第 5 条の 3 に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成 18 年法律第 77 号)第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲 80 メートル以内の区域

資料：「振動規制法に基づく規制地域の指定及び規制基準等の設定
(H24.3.30 鹿児島県告示 420、H27.10.20 鹿児島県告示 924 最終改正)」

表 2.25 施行規則別表第 2 備考 1 及び 2 の規定による
道路交通振動の限度に係る区域

区 域	規制別表第 2 備考 1 の各号に掲げる区域
別紙図面に緑色及び黄緑色で表示する区域	a 区域
別紙図面に黄色で表示する区域	b 区域

資料：「振動規制法に基づく規制地域の指定及び規制基準等の設定
(H24.3.30 鹿児島県告示 420、H27.10.20 鹿児島県告示 924 最終改正)」

表 2.26 施行規則別表第 2 備考 1 及び 2 の規定による
道路交通振動の限度に係る時間

昼間	午前 8 時から午後 7 時まで
夜間	午後 7 時から翌日の午前 8 時まで

資料：「振動規制法に基づく規制地域の指定及び規制基準等の設定
(H24.3.30 鹿児島県告示 420、H27.10.20 鹿児島県告示 924 最終改正)」

⑤ 悪臭関係

悪臭防止法による規制地域としては、住民の生活環境を保全するために悪臭を防止する必要があると認められる、①住居が集合している地域、②学校・保育所・病院・図書館・老人ホーム等多数の人が利用する施設のある地域を指定することになっており、「特定悪臭物質規制の地域」と「臭気指数規制の地域」の2地域があります。以下に鹿児島県内の悪臭防止法に基づく規制地域及び規制基準の設定を示します。

なお、与論町においては、悪臭に係る規制地域は設定されていません。

表 2.27 法第4条第1項第1号の物質濃度規制に係る規制基準 (ppm)

特定悪臭物質	区域の区分	別紙図面※に赤色で表示する区域	別紙図面※に緑色で表示する区域
アンモニア		1	2
メチルメルカプタン		0.002	0.004
硫化水素		0.02	0.06
硫化メチル		0.01	0.05
二硫化メチル		0.009	0.03
トリメチルアミン		0.005	0.02
アセトアルデヒド		0.05	0.1
プロピオンアルデヒド		0.05	0.1
ノルマルブチルアルデヒド		0.009	0.03
イソブチルアルデヒド		0.02	0.07
ノルマルバレールアルデヒド		0.009	0.02
イソバレールアルデヒド		0.03	0.006
イソブタノール		0.9	4
酢酸エチル		3	7
メチルイソブチルケトン		1	3
トルエン		10	30
スチレン		0.4	0.8
キシレン		1	2
プロピオン酸		0.03	0.07
ノルマル酪酸		0.001	0.002
ノルマル吉草酸		0.0009	0.002
イソ吉草酸		0.001	0.004

資料：「悪臭防止法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定
(H24.3.30 鹿児島県告示 419、H26.3.28 鹿児島県告示 355 最終改正)」

表 2.28 法第 4 条第 1 項第 3 号の物質濃度規制に係る規制基準 (mg/L)

特定悪臭物質	排出水の量の区分	別紙図面※に赤色で表示する区域	別紙図面※に緑色で表示する区域
メチルメルカプタン	$Q \leq 0.001$	0.3	0.06
	$0.001 < Q \leq 0.1$	0.007	0.01
	$0.1 < Q$	0.002	0.003
硫化水素	$Q \leq 0.001$	0.1	0.3
	$0.001 < Q \leq 0.1$	0.02	0.07
	$0.1 < Q$	0.005	0.02
硫化メチル	$Q \leq 0.001$	0.3	2
	$0.001 < Q \leq 0.1$	0.07	0.3
	$0.1 < Q$	0.01	0.07
二酸化メチル	$Q \leq 0.001$	0.6	2
	$0.001 < Q \leq 0.1$	0.1	0.4
	$0.1 < Q$	0.03	0.09

資料：「悪臭防止法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定
(H24.3.30 鹿児島県告示 419、H26.3.28 鹿児島県告示 355 最終改正)」

表 2.29 法第 4 条第 2 項第 1 号の臭気指数規制に係る規制基準

区域の区分	臭気指数
別紙図面※に赤色で表示する区域	12
別紙図面※に緑色で表示する区域	15

資料：「悪臭防止法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定
(H24.3.30 鹿児島県告示 419、H27.3.28 鹿児島県告示 355 最終改正)」